

資 料 編

【資料1】 アンケート調査	80
【資料2】 策定の経緯	116
【資料3】 尾道市環境基本条例	119
【資料4】 関連用語	125

【資料1】アンケート調査

I. 調査の概要

1. 調査の目的

第2次尾道市環境基本計画の策定にあたり、市民、事業者、中学生への意向調査を実施し、環境基本計画策定の基礎資料とします。

2. 調査の項目

(1) 市民アンケート

設問項目	設問の内容
属性	性別・年齢・住所地・職業・居住年数
問1～問2 市の環境について	市の環境の変化や満足度
問3 環境保全に関する取組	日常における環境保全活動の実施状況
問4～問5 環境保全活動について	環境保全活動の取組意向、参加状況
問6～問8 エネルギーの利用	エネルギーの利用状況、再生可能エネルギー等の利用
問9～問10 市の取組について	市の取組について 環境教育、環境学習の進め方
問11～問12 将来の環境について	市の将来のイメージ 大切にすべき資産、資源
問13 自由意見	市の環境全般についての意見・要望など

(2) 事業者アンケート

設問項目	設問の内容
属性	業種、業務形態、従業員数
問1～問6 環境保全に関する取組について	事業活動と環境問題の関連 環境関連の部署の設置 環境マネジメントシステムの認証取得状況 環境保全に向けた取組の実施状況 環境対策へ取り組むことへの認識 環境対策へ取り組む上での問題・課題
問7～問11 問 エネルギーの利用について	エネルギーの使用、管理状況 再生可能エネルギー設備等の利用
問12～問13	無料省エネ診断サービス等の認識、意向
問14 環境に関する情報について	情報の入手状況
問15 市の取組について	環境保全のために市が取り組むべき課題
問16 市民の協力について	市民の協力を求めたいこと
問17 自由意見	市の環境全般についての意見・要望など

(3) 中学生アンケート

設問項目	設問の内容
問1 学校名	学校名
問2～問3 まちの環境について	周辺の環境イメージ 家や学校のまわりの環境問題
問4 環境に気をつけていること	ごみの扱いや省エネについて
問5 環境問題の認識	地球環境レベルの問題意識
問6 今後の対策	環境改善の方策
問7～問8 自然体験教室などへの参加状況、参加意向	参加体験や参加意向
問9～問11 再生可能エネルギーについて	再生可能エネルギーの認識、活用が期待される再生可能エネルギー
問12 自由意見	市の環境について気になっていることや要望など

3. 調査の対象

(1) 市民アンケート

住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の市民2,500人

(2) 事業所アンケート

法人課税台帳等から無作為に抽出した市内の300事業所

(3) 中学生アンケート

中学2年生の全員(1,114人)

4. 調査の実施方法

実施期間：平成28年7月21日(木)～8月16日(月)

配布及び回収：市民・事業者は、郵送配布、郵送回収

中学生は、学校配布、学校回収

対象	送付数	回収数	回収率
市民	2,500	962	38.5%
事業者	300	110	36.7%
中学生	1,114	1,044	93.7%

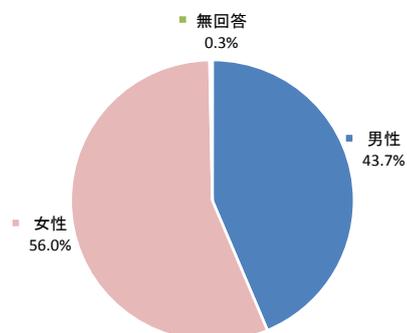
Ⅱ. 調査結果

1. 市民アンケート

○属性

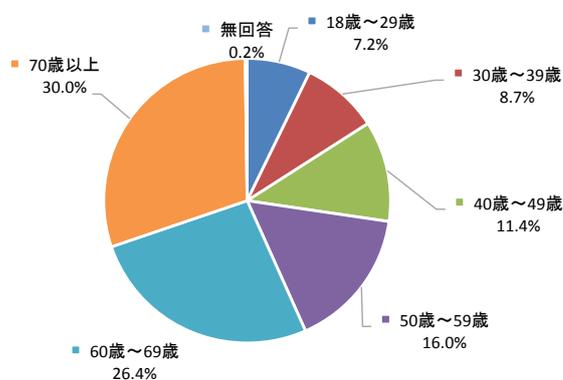
1) 性別

性別	人数	割合
男 性	420	43.7%
女 性	539	56.0%
無回答	3	0.3%
合 計	962	



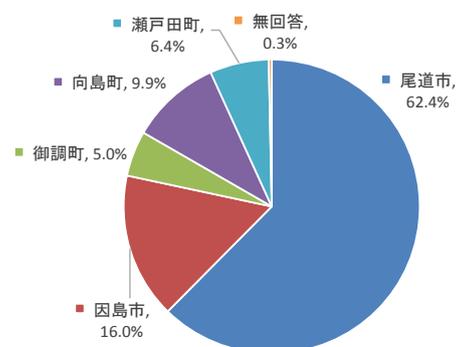
2) 年齢

年齢	人数	割合
18 歳～29 歳	69	7.2%
30 歳～39 歳	84	8.7%
40 歳～49 歳	110	11.4%
50 歳～59 歳	154	16.0%
60 歳～69 歳	254	26.4%
70 歳以上	289	30.0%
無回答	2	0.2%
合 計	962	



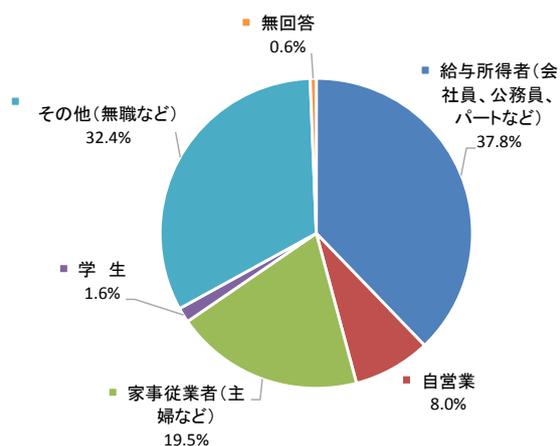
3) 住所地

地域	人数	割合
尾道市	600	62.4%
因島市	154	16.0%
御調町	48	5.0%
向島町	95	9.9%
瀬戸田町	62	6.4%
無回答	3	0.3%
合 計	962	



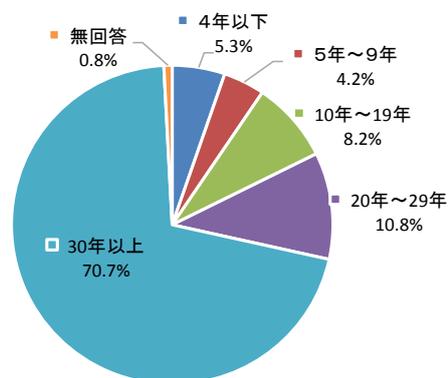
4) 職業

職業	人数	割合
給与所得者（会社員、公務員、パートなど）	364	37.8%
自営業	77	8.0%
家事従業者（主婦など）	188	19.5%
学生	15	1.6%
その他（無職など）	312	32.4%
無回答	6	0.6%
合 計	962	



5) 居住年数

年数	人数	割合
4年以下	51	5.3%
5年～9年	40	4.2%
10年～19年	79	8.2%
20年～29年	104	10.8%
30年以上	680	70.7%
無回答	8	0.8%
合 計	962	

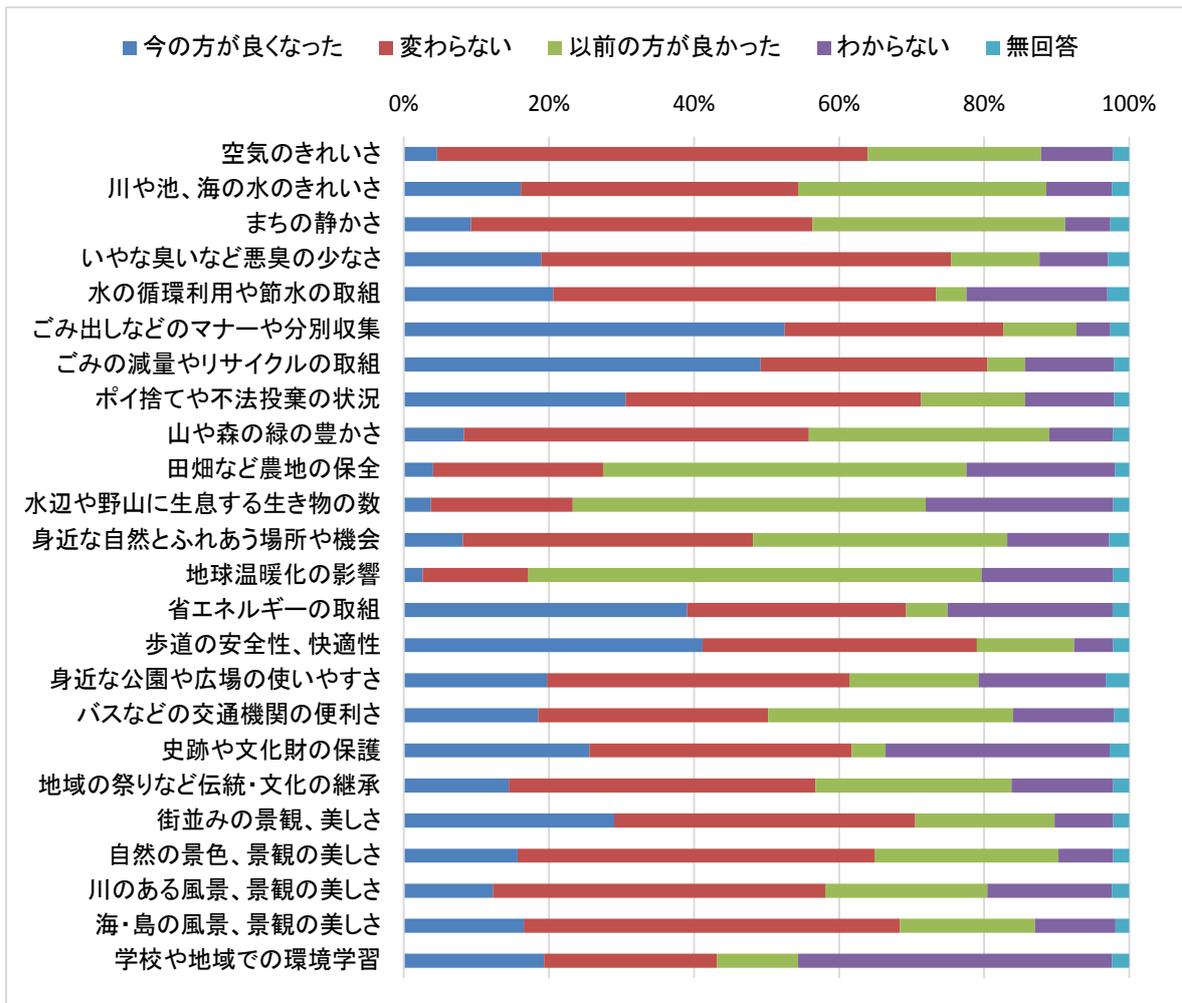


問1 あなたの住んでいる地域の環境の変化についてどのように感じていますか。
次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

- | | |
|-------------|---------|
| 1 以前の方がよかった | 2 変わらない |
| 3 今の方が良くなった | 4 わからない |

本市の環境の変化について、「ごみの減量やリサイクルの推進」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」「省エネの取組」「歩道の安全性、快適性」について、「今の方が良くなった」と、改善度が高く評価されています。

一方、「地球温暖化の影響」「田畑など農地の保全」「水辺や野山に生息する生き物の数」「身近な自然とふれあう場所や機会」など地球環境や自然環境の保全に関しては以前の方が良かったとする評価が多くなっています。



N=962

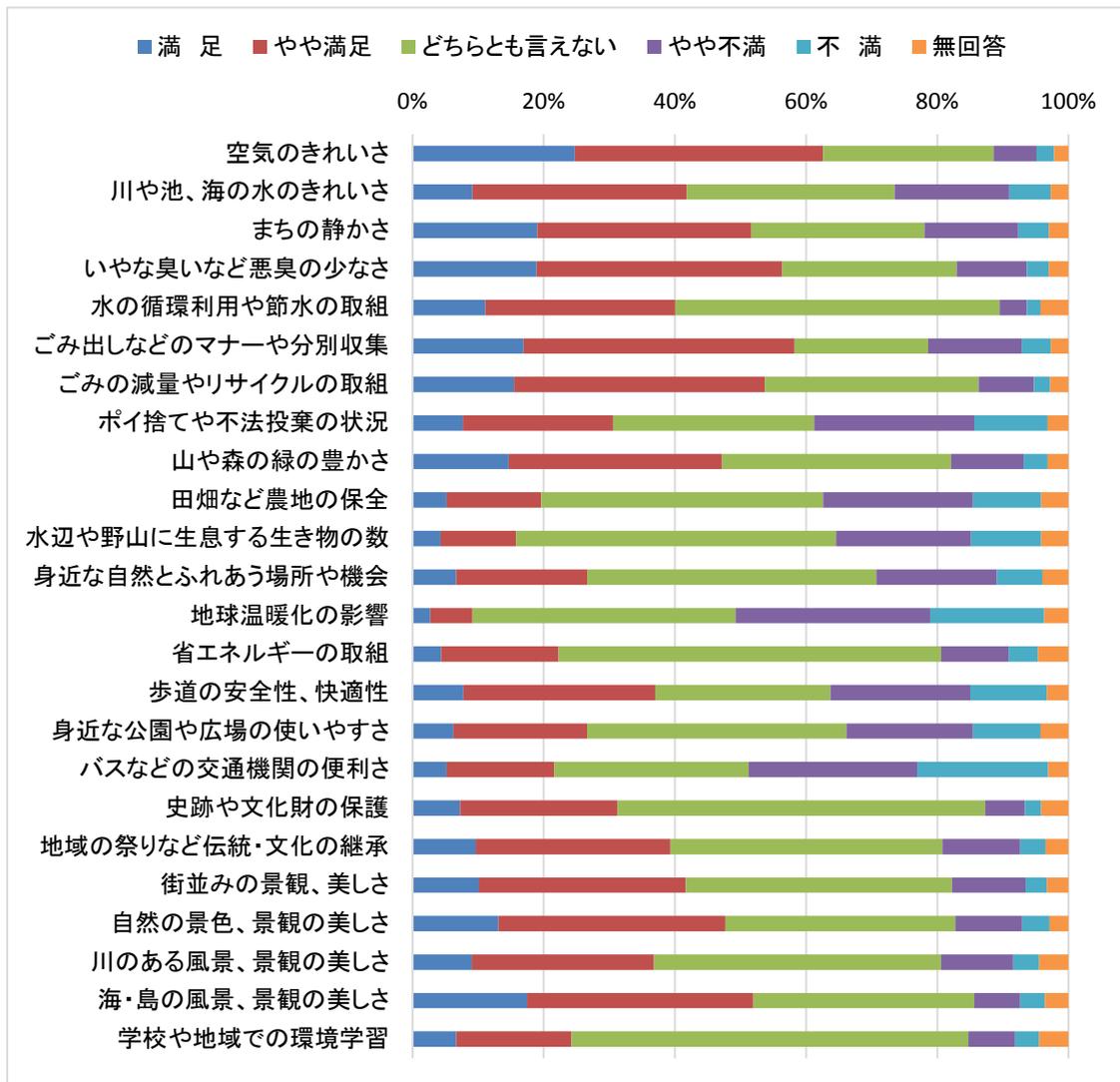
問2 あなたの住んでいる地域の環境の満足度についてお聞かせください。
次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

- 1 満足 2 やや満足 3 どちらとも言えない
4 やや不満 5 不満

本市の環境の満足度については、「空気のきれいさ」「いやな臭いなど悪臭の少なさ」「海・島の風景、景観の美しさ」で満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が高い評価となっています。

次いで、「まちの静かさ」「山や森の緑の豊かさ」「自然の景色、風景の美しさ」のほか、改善度が高く評価されている「ごみの減量やリサイクルの推進」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」も満足度は高く評価されています。

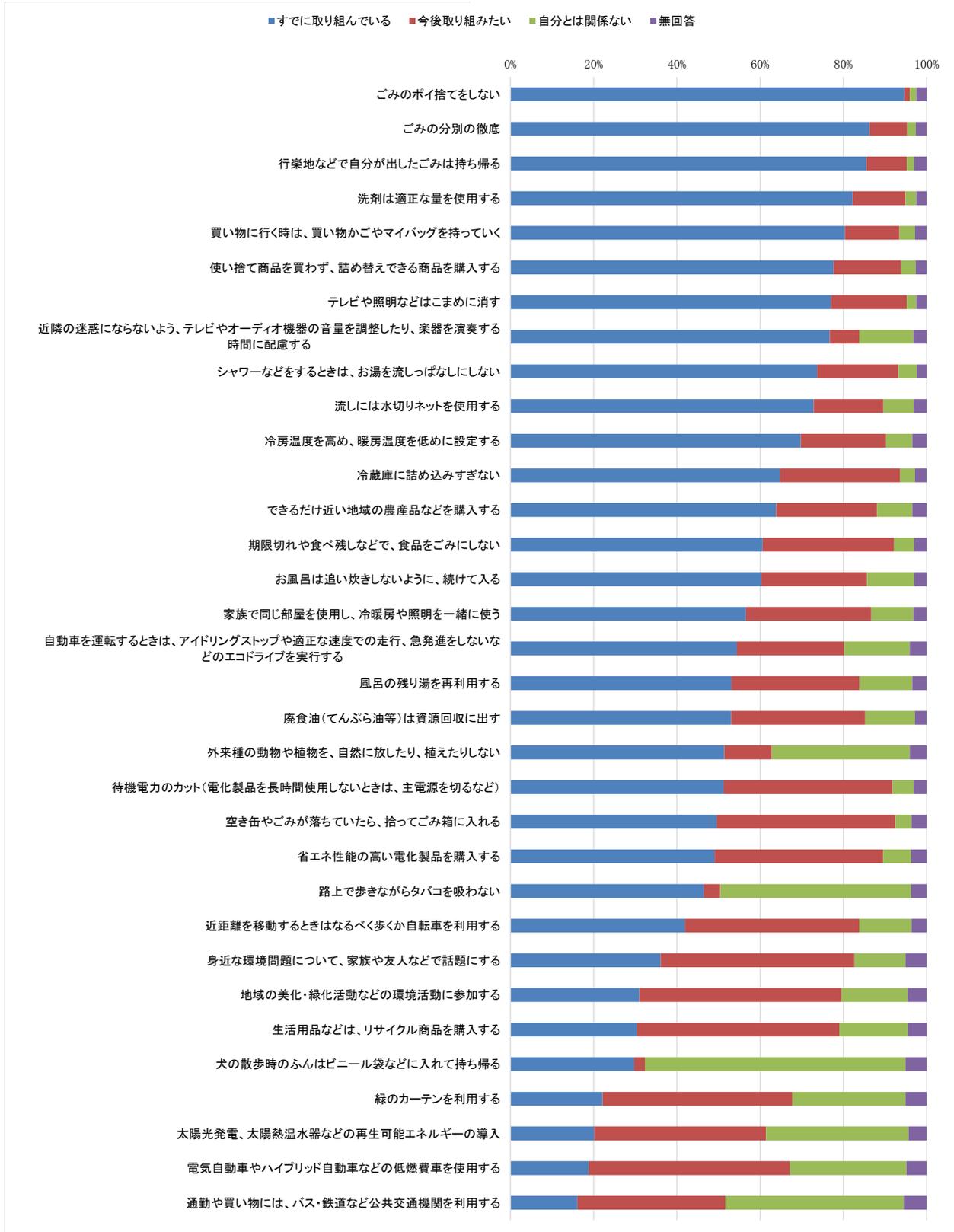
一方、改善度の評価が低かった項目に加え、さらに「バスなどの公共交通の便利さ」「ポイ捨てや不法投棄の状況」「身近な公園や広場の使いやすさ」の満足度が低い評価となっています。



N=962

問3 環境を良くするために、あなたの取組や考えについて、次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

《「すでに取り組んでいる」の回答数降順並び替え》



N=962

環境保全の取組は、ごみの取り扱いや処理に関わる取組について「すでに取り組んでいる」とする回答が多く、実施度が高い項目となっています。次いで、こまめな消灯、節水、冷暖房の温度設定など、家庭での省エネルギーや省資源の取組が高い項目となっています。

「空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れる」から下位の12項目(33項目中)が「すでに取り組んでいる」の回答率が50%以下となっています。

50%以下の項目の中でも、タバコやペットに関しては、タバコを吸わない人やペットを飼育していない人が「自分とは関係ない」と回答しているため、その人たちを除いた実施度はほぼ100%になります。これらの項目に「今後取り組みたい」と回答した数%の人には、早急にマナー・ルールを守る行動を促すことが必要です。

その他の50%以下の項目には、「今後取り組みたい」との回答が多く、今後の実践が期待されます。

「今後取り組みたい」とする回答が多かった上位5項目(439件・46%以上)は、

「地域の美化・緑化活動などの環境活動に参加する」

「生活用品などは、リサイクル商品を購入する」

「電気自動車やハイブリッド自動車などの低燃費車を使用する」

「身近な環境問題について、家族や友人などで話題にする」

「緑のカーテンを利用する」です。

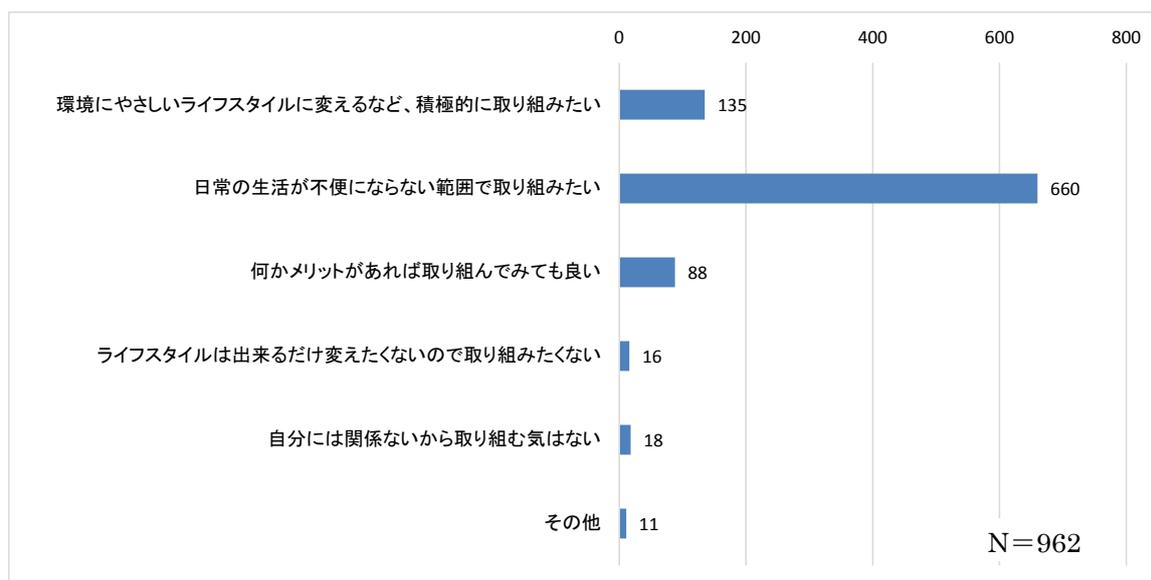
これらは、認識はしているものの、なかなか実践できていない取組であり、実践を妨げる何かが存在していること、あるいは実践しづらい環境にあることが考えられます。「参加しやすい環境活動の企画」や「リサイクル商品の品揃えの増加」「低燃費車や次世代自動車の価格低下」などの環境が整っていく中で町民の実践が徐々に高まることが期待されます。

問4 あなたは、環境保全に向けた取組についてどのようにお考えですか。あてはまる項目の番号の1つに○をつけてください。

「日常生活が不便にならない範囲で取り組みたい」との回答が68.6%と約7割を占める結果となっています。

環境に対する意識は高まっています。子どもでも高齢者でも、それぞれの状況に応じた環境保全活動の着実な実践を促していくことが求められます。

項目	人数	割合
環境にやさしいライフスタイルに変えるなど、積極的に取り組みたい	135	14.0%
日常の生活が不便にならない範囲で取り組みたい	660	68.6%
何かメリットがあれば取り組んでみても良い	88	9.1%
ライフスタイルは出来るだけ変えたくないので取り組みたくない	16	1.7%
自分には関係ないから取り組む気はない	18	1.9%
その他	11	1.1%
無回答	34	3.5%
合計	962	



問5 あなたは、環境に関わるセミナーや保全活動などに参加してみたいと思いますか。
あてはまる項目の全ての番号に○をつけてください。

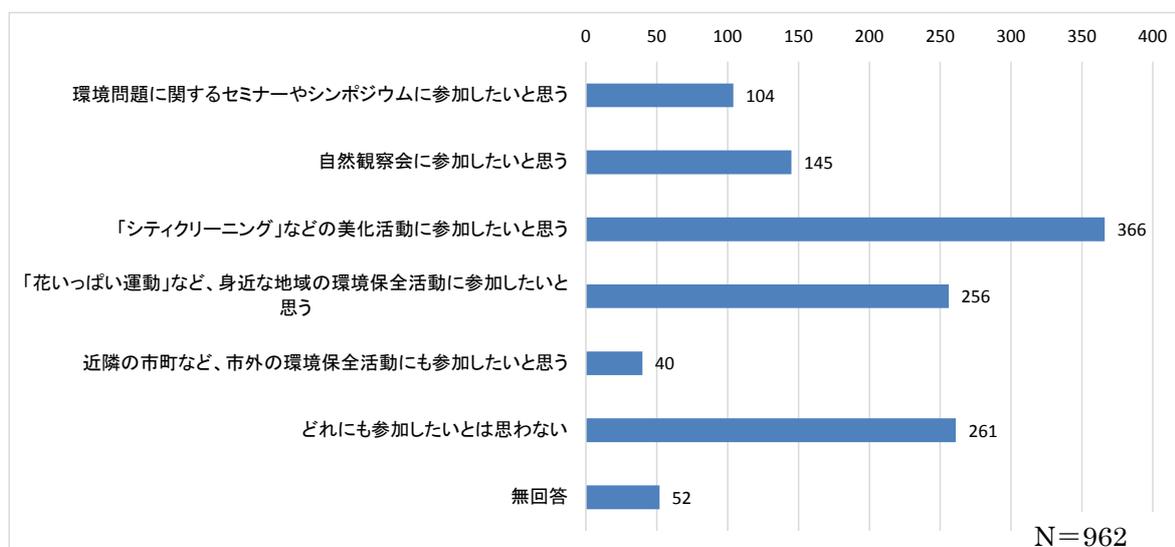
参加したい活動の上位は、「シティクリーニングなどの美化活動」と「花いっぱい運動など、身近な地域の環境保全活動」であり、身近な場所の活動で、参加しやすい美化や環境保全活動への参加が望まれていることがうかがわれます。

一方で、座学中心のセミナーやシンポジウム、近隣市町の環境保全活動への参加意向は比較的低い結果となっています。

「どれにも参加したいとは思わない」の27.1%の人にも、参加を促すきっかけとなるような活動や学習機会の創出が望まれます。

《複数回答》

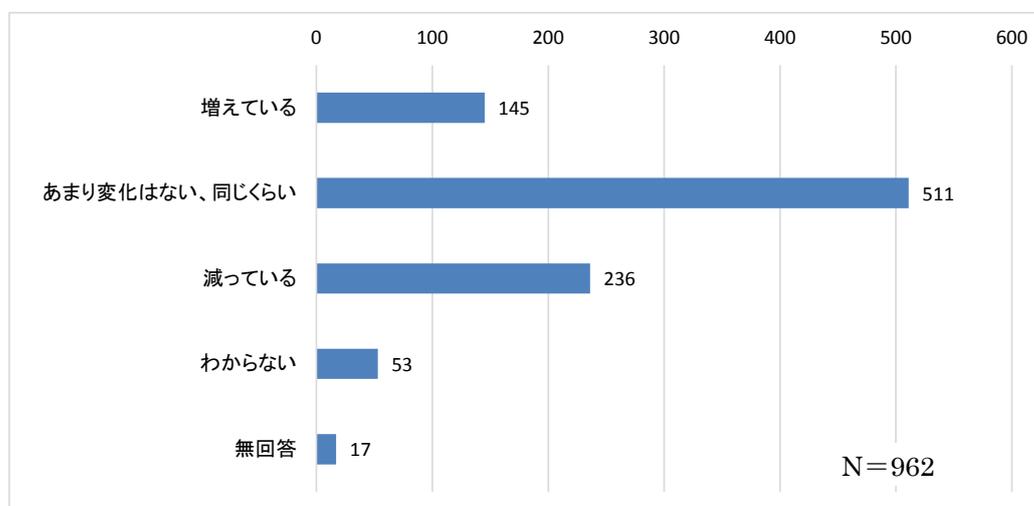
項目	回答数	割合
環境問題に関するセミナーやシンポジウムに参加したいと思う	104	10.8%
自然観察会に参加したいと思う	145	15.1%
「シティクリーニング」などの美化活動に参加したいと思う	366	38.0%
「花いっぱい運動」など、身近な地域の環境保全活動に参加したいと思う	256	26.6%
近隣の市町など、市外の環境保全活動にも参加したいと思う	40	4.2%
どれにも参加したいとは思わない	261	27.1%
無回答	52	5.4%
合計	1224	962人中



問6 あなたのご家庭では、ここ数年でエネルギーの使用量（電気・ガス・燃料など）が変化していますか。あてはまる項目を1つ選んで番号に○をつけてください。

「減っている」が24.5%と「増えている」の15.1%を10ポイント程度上回る回答となっています。「あまり変化はない、同じくらい」が53.1%と半数を超えています。

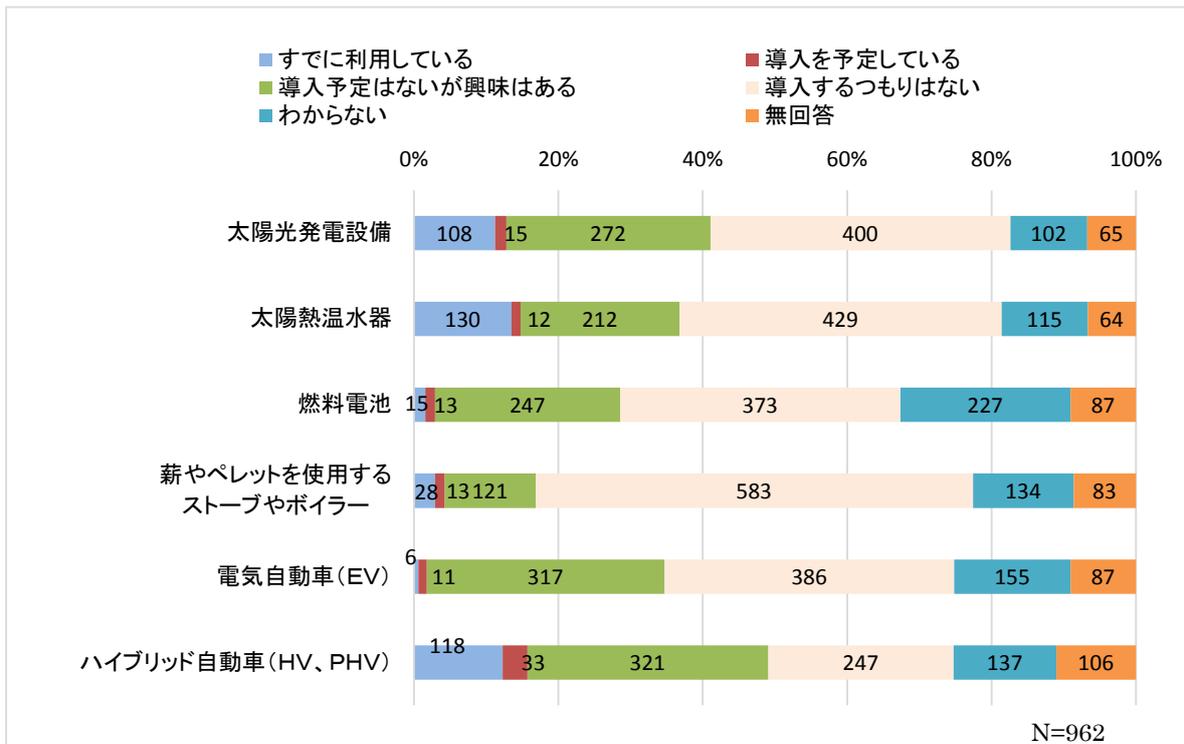
項目	人数	割合
増えている	145	15.1%
あまり変化はない、同じくらい	511	53.1%
減っている	236	24.5%
わからない	53	5.5%
無回答	17	1.8%
合計	962	



問7 あなたのご家庭では、再生可能エネルギーを利用する設備や省エネルギー機器を利用していますか。あてはまる項目の欄に○をつけてください。

すべての設備等の回答は、「すでに利用している」導入数以上に「導入を予定している」あるいは「導入予定はないが興味はある」とする回答が多くあります。「導入予定」と「興味がある」の合計は、「ハイブリッド自動車」で36.8%、「電気自動車」で34.1%、「太陽光発電設備」が29.8%であり、ほぼ30%以上となっています。

今後、本市において普及が期待されるところです。



その他の回答

内容	回答数
蓄電池設備	2
LED照明	2
太陽光で床暖房	1
窓をペアガラスで4重にしている	1
雨水の再利用	1
エコカー、軽自動車の利用	2
オール電化にしている	5
エコキュート	4

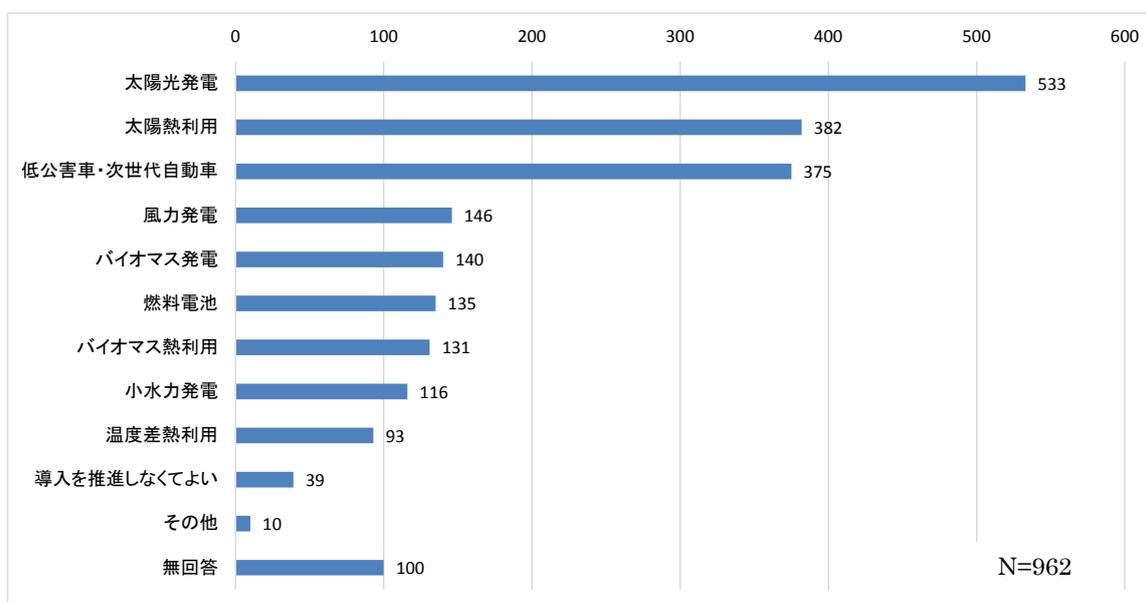
問8 尾道市で導入を推進すべき再生可能エネルギーなどの設備はどれだと思いますか。
あてはまる項目の番号の欄すべてに○をつけてください。

「太陽光発電」が533件（55.4%）と最も多く、次いで「太陽熱利用」「低公害車・次世代自動車」「風力発電」という回答になっています。

「導入を推進しなくてよい」とする回答も4.1%あります。

《複数回答・回答数降順並び替え》

項目	回答数	割合
太陽光発電	533	55.4%
太陽熱利用	382	39.7%
低公害車・次世代自動車	375	39.0%
風力発電	146	15.2%
バイオマス発電	140	14.6%
燃料電池	135	14.0%
バイオマス熱利用	131	13.6%
小水力発電	116	12.1%
温度差熱利用	93	9.7%
導入を推進しなくてよい	39	4.1%
その他	10	1.0%
無回答	100	10.4%
合計	2200	962人中

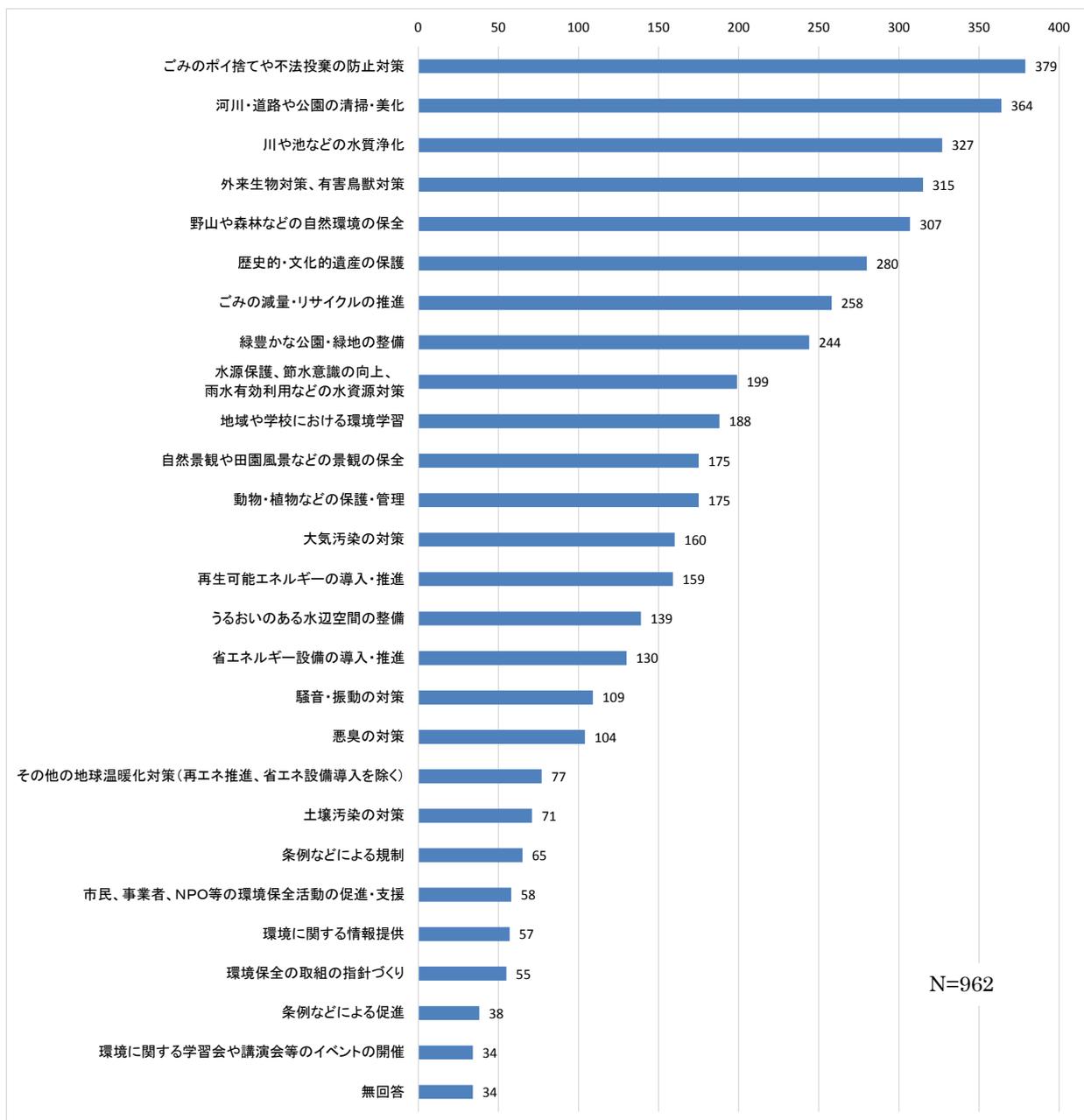


問9 より良い環境づくりを進めるために、尾道市は今後どのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。5つを選んで番号に○をつけてください。

「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」が378件（39.4%）とほぼ40%の多い回答となっており、さらに「河川・道路や公園の清掃・美化」「川や池などの水質浄化」があがっていることから、「美しいまちづくり」や「環境美化」について市民の課題意識が高いことがうかがわれます。

次いで「外来生物対策、有害鳥獣対策」「野山や森林などの自然環境の保全」という「自然環境の保全」、「歴史的・文化的遺産の保護」が課題としてあがっています。

《複数回答・回答数降順並び替え》

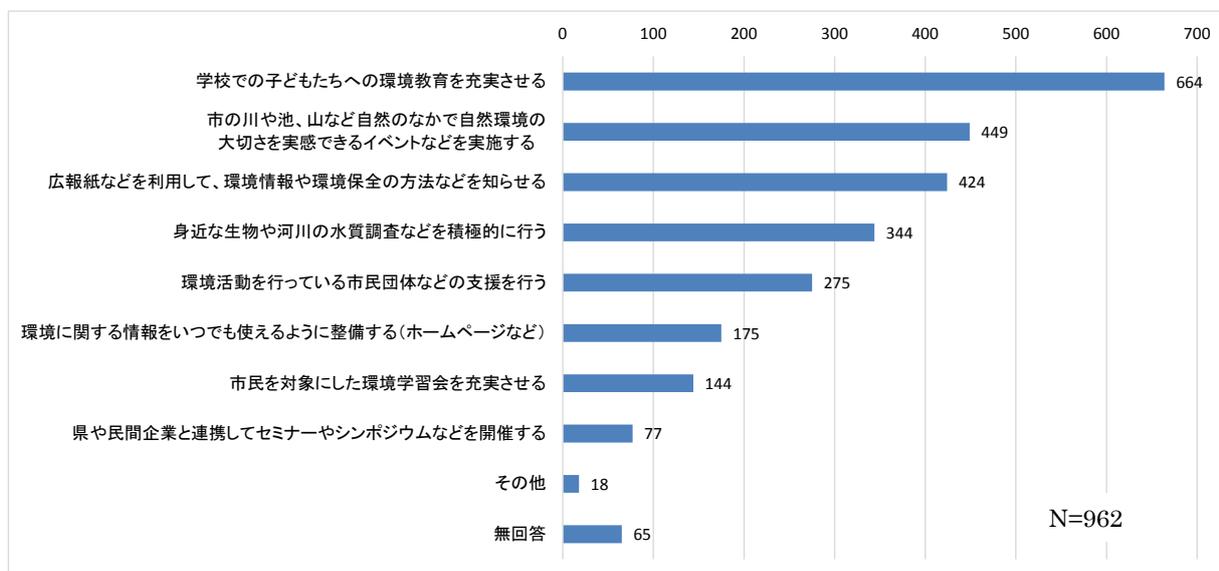


問 10 環境教育や環境学習について、尾道市はどのように進めて行けば良いと思いますか。次の項目から3つを選んで番号に○をつけてください。

「子どもたちへの環境教育を充実させる」が 664 件（69.0%）と要望が高い回答となっています。次いで「市の川や池、山など自然のなかで自然環境の大切さを実感できるイベントなど」があがっています。

《複数回答・回答数降順並び替え》

項目	回答数	割合
学校での子どもたちへの環境教育を充実させる	664	69.0%
市の川や池、山など自然のなかで自然環境の大切さを実感できるイベントなどを実施する	449	46.7%
広報紙などを利用して、環境情報や環境保全の方法などを知らせる	424	44.1%
身近な生物や河川の水質調査などを積極的に行う	344	35.8%
環境活動を行っている市民団体などの支援を行う	275	28.6%
環境に関する情報をいつでも使えるように整備する(ホームページなど)	175	18.2%
市民を対象にした環境学習会を充実させる	144	15.0%
県や民間企業と連携してセミナーやシンポジウムなどを開催する	77	8.0%
その他	18	1.9%
無回答	65	6.8%
合 計	2635	962 人中



問 11 将来の市の環境は、どうなっていたら良いと思いますか。あなたが住みたいと思う「尾道市のイメージ」を言葉で表してください。簡単なキーワードでも、短い文章でもかまいません。自由に記入してください。

※一部抜粋

尾道のイメージ、郷愁、レトロ、変わらない、素敵なまち
郷愁をそそるまち
芸術の町尾道、古き良き町尾道
情緒あふれる風景、癒されるまち
文化的遺産と観光、自然と人々の生活が空間と共有できる町
時間の流れがゆっくりと感じられる環境
海、山、尾道水道、景観、きれい
青い空・青い海・山の緑の豊かさ
海と山の港町
尾道水道と瀬戸内海の島々の美しさが実感できる街並み
坂道の街並み。みんなが守る日本の箱庭的存在の町。海と山のある町
自然、花、緑
自然の恵みを体いっぱいを感じることでできる市
夜は星空を楽しめる、夏は蛍を楽しめる環境。山・海・まちが一体化しているまち
空気、騒音、ごみ クリーン
川や海もきれいなまちづくり
ゴミのポイ捨てが無く水と調和した環境
大気汚染のない、車の騒音のない、ゴミ不法投棄のない、住みよいまちでありたい
子ども、高齢者
子育てしやすい街にしてほしい
高齢者のための憩いの場所や施設が各地域に必要
子どもが安心安全に生活できる環境
安全・安心 静か、穏やか、住みやすい
安心して落ち着いた暮らしができる町であつたら良い
静かなまち、のんびりしたまち、年寄りと子供たちとが触れ合えるまち
人に優しい尾道市
活性化、若者、人口、産業
若者で活気あふれるまち
若い世代から高齢世代まで気持ちよく過ごせるまちであつてほしい
観光
観光地として海と自然を大切にして、良い田舎のイメージ
観光と文化の融合
箱町（ジオラマ）“小京都”おのみち。山陽路～山陰～四国～十字路。観光商都

問 12 あなたがずっと大切にしたい、尾道市に残しておきたいと思う場所や施設、風景、伝統行事などを3つ教えてください。

※一部抜粋

千光寺	253 件
千光寺山から眺める尾道港、四方に広がる風景	千光寺道 (尾道の市街地に続く石段の坂道)
千光寺、浄土寺、西国寺など文化遺産	千光寺や桜土手などの桜
千光寺、浄土寺から見える風景	千光寺、尾道水道の景観

尾道水道	101 件
尾道水道 (寺・塔・線路・海)	尾道水道の渡船
尾道水道 (渡船)	日本一の尾道水道
尾道水道から見る千光寺	尾道水道と坂の町 など

海、海岸、海岸沿いの景色	62 件
海・山・島々の美しい風景	きれいな海と渡船
海あり山あり自然の景観美しいと思う	海の水 (漁港など)
瀬戸内の尾道水道の優しい風景	多島美
ゆったりと海に浮かぶ船の光景	海辺の街
海岸通り雁木のある風景	海と遊歩道 など

渡船、船のある風景	18 件
尾道の街並み	10 件
尾道大橋	9 件
因島大橋	5 件

問 13 日ごろ身の回りの環境について感じていることや、尾道市の環境行政に関するご意見、ご要望、環境を良くするためのアイデアなどがありましたら、自由にご記入ください。

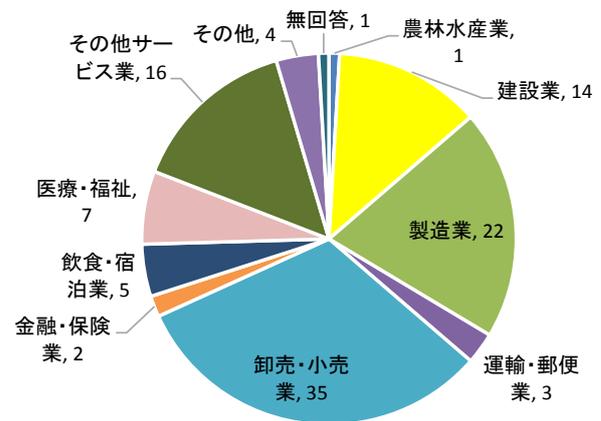
※記入意見は、各主体の取組に反映しています。

2. 事業者アンケート

○属性

1 業種

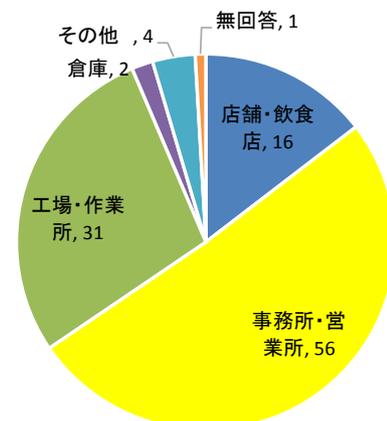
業種	件数	割合
農林水産業	1	0.9%
建設業	14	12.7%
製造業	22	20.0%
運輸・郵便業	3	2.7%
卸売・小売業	35	31.8%
金融・保険業	2	1.8%
飲食・宿泊業	5	4.5%
医療・福祉	7	6.4%
その他サービス業	16	14.5%
その他	4	3.6%
無回答	1	0.9%
合計	110	



その他：不動産 2 件、港湾荷役作業 1 件

2 業務形態

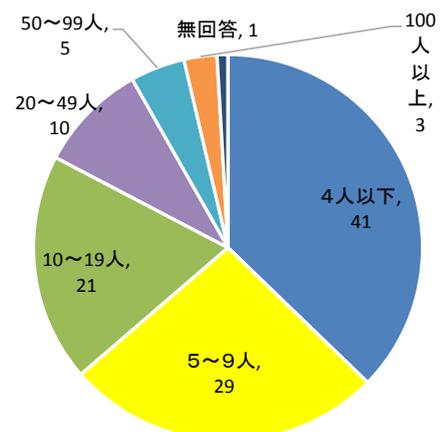
業務形態	件数	割合
店舗・飲食店	16	14.5%
事務所・営業所	56	50.9%
工場・作業所	31	28.2%
倉庫	2	1.8%
その他	4	3.6%
無回答	1	0.9%
合計	110	



その他：診療所 2 件

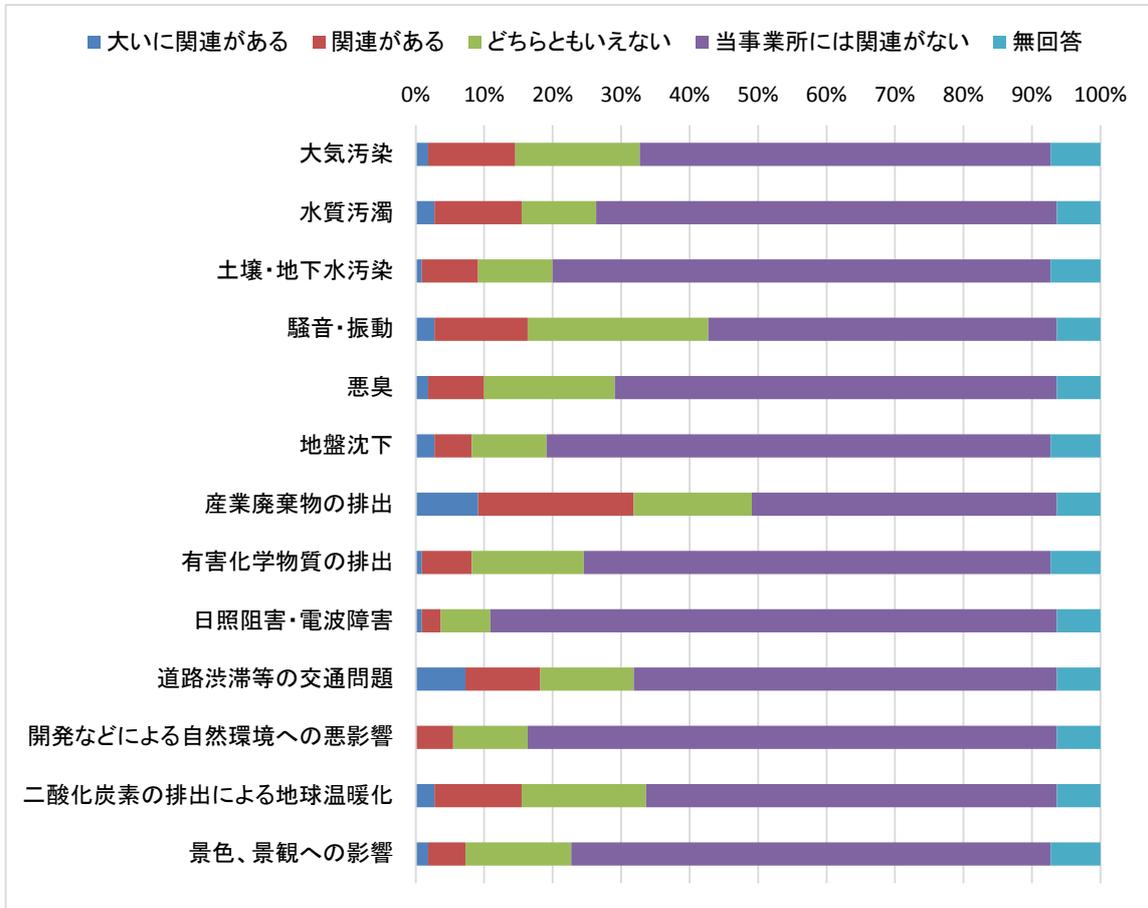
3 従業員数

従業員数	件数	割合
4人以下	41	37.3%
5～9人	29	26.4%
10～19人	21	19.1%
20～49人	10	9.1%
50～99人	5	4.5%
100人以上	3	2.7%
無回答	1	0.9%
合計	110	



問1 貴事業所の事業活動（製造、販売、使用、廃棄など）と、次の環境問題と関連していると思いますか。

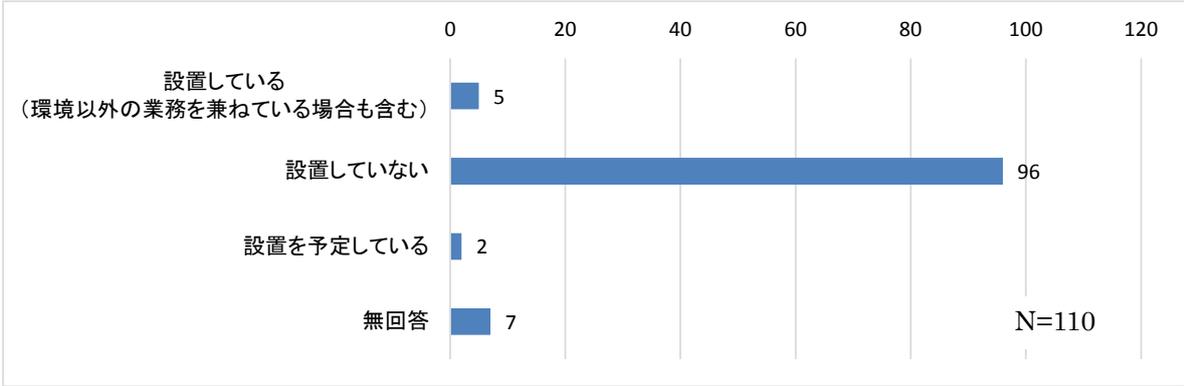
事業活動が「産業廃棄物の排出」に関連するという回答が31.8%と最も多く、次いで「道路渋滞等の交通問題」が18.2%、「騒音・振動」と「水質汚濁」「二酸化炭素の排出による地球温暖化」が15~16%となっています。



N=110

問2 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか。

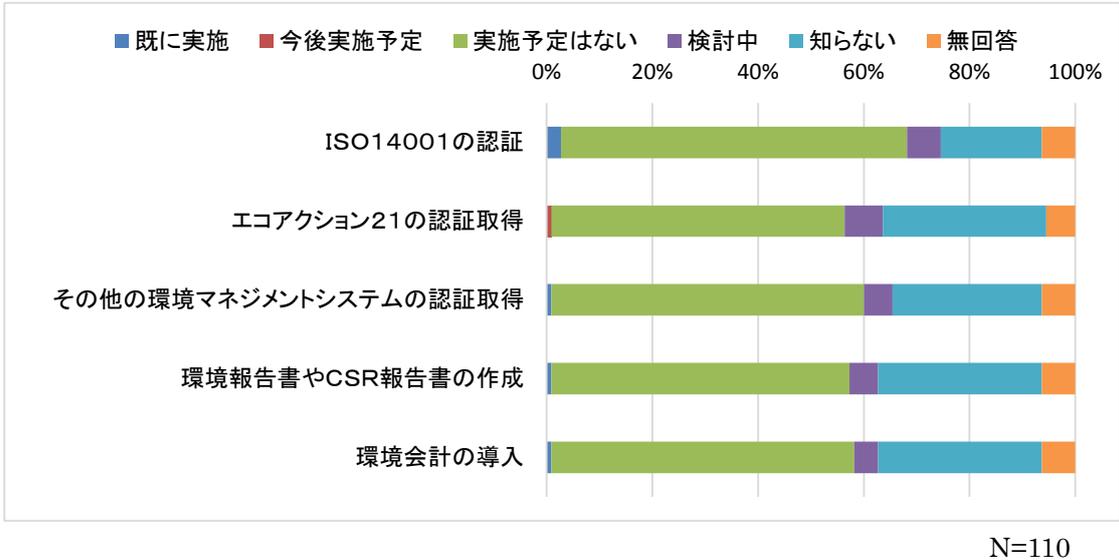
環境関連の部署を設置している事業所が5件(4.5%)、今後設置を予定している事業所は2件(1.8%)となっています。



問3 貴事業所では環境に配慮した経営管理手法の導入について、各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

「ISO14001」、「エコアクション21」、「その他の環境マネジメントシステム」の認証を取得している事業所は計4件(3.6%)です。「環境報告書やCSR報告書の作成」「環境会計の導入」が各1件(0.9%)ありました。

検討中が各5~8件(4.5%~7.3%)ある一方で、「エコアクション21」などを「知らない」とする回答が30件(30%)程度あります。



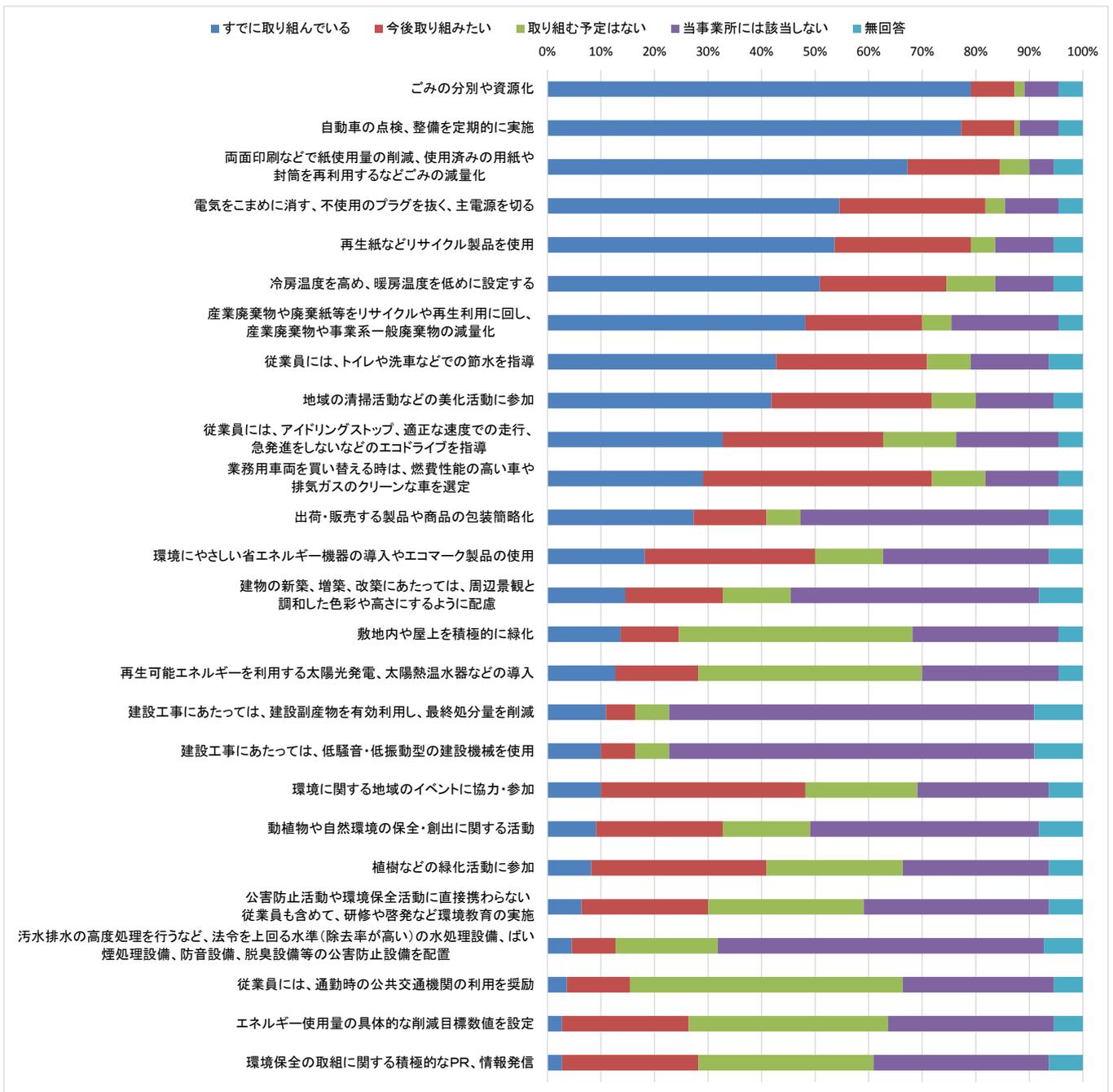
問4 次の環境保全に向けた行動に関して、貴事業所の現状や、今後のお考えについて各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

「ごみの分別や資源化」と「自動車の点検、整備を定期的実施」は75%以上が実施しています。その他省エネルギーや省資源など経費削減に直接つながる取組は、実施率が高くなる傾向があります。

「環境保全の取組に関する積極的なPR、情報発信」「エネルギー使用量の具体的な削減目標数値を設定」「従業員には、通勤時の公共交通機関の利用を奨励」は3~4%の実施率しかない状況です。

その他の記入回答として「毎月初日営業日の周辺清掃活動」がありました。

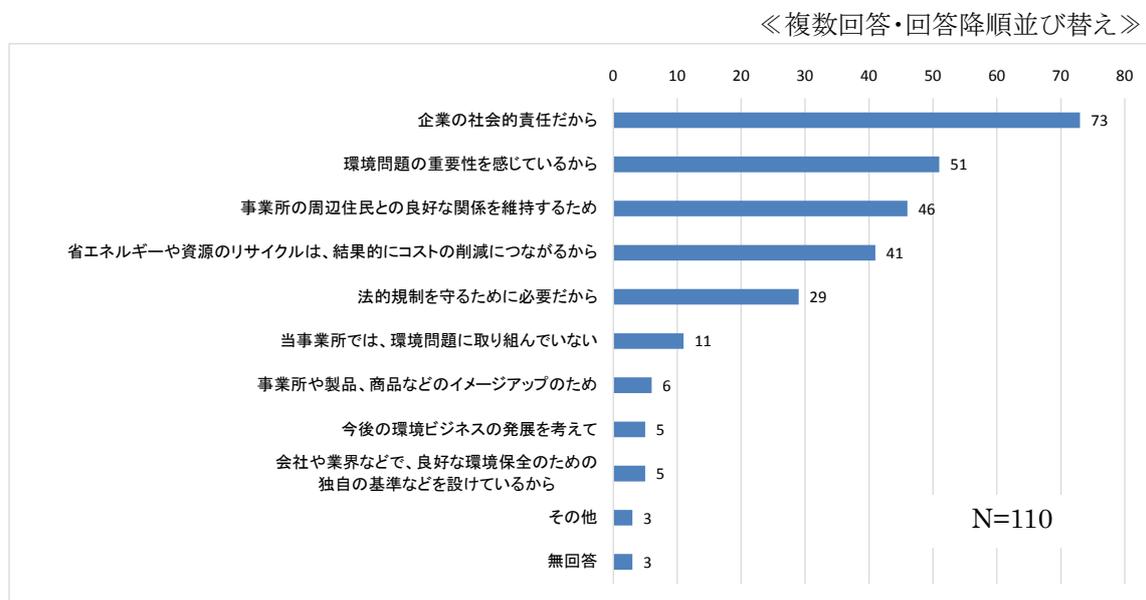
《「すでに取り組んでいる」降順並び替え》



N=110

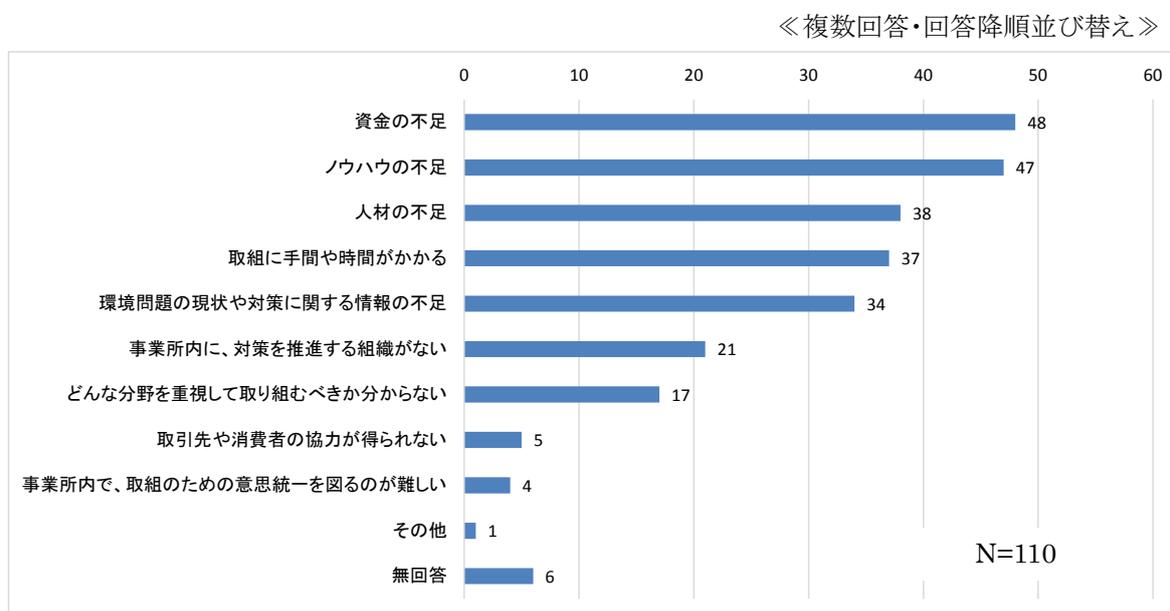
問5 貴事業所の環境保全への取組みの理由について、次の項目から3つまで選んで○をつけてください。

環境対策に取り組む理由については、「企業の社会的責任」が73件（66.4%）と、大半の事業者が社会的責任を意識しています。「環境ビジネスの発展を考えて」や「イメージアップのため」とは大きな差が表れています。



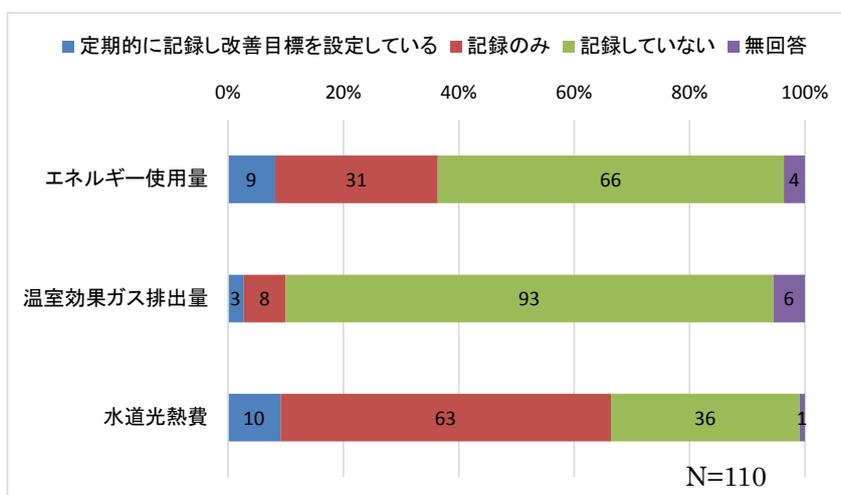
問6 環境保全に向けた取組を進める上での問題・課題で特に重要と思われることについて、次の項目から3つまで選んで○をつけてください。

「資金不足」48件（43.6%）、「ノウハウの不足」47件（42.7%）と多い回答です。これと「人材の不足」については、EMSを導入し環境保全活動を積極的に進めている事業所も、そうでない事業所も同様に選択している項目です。



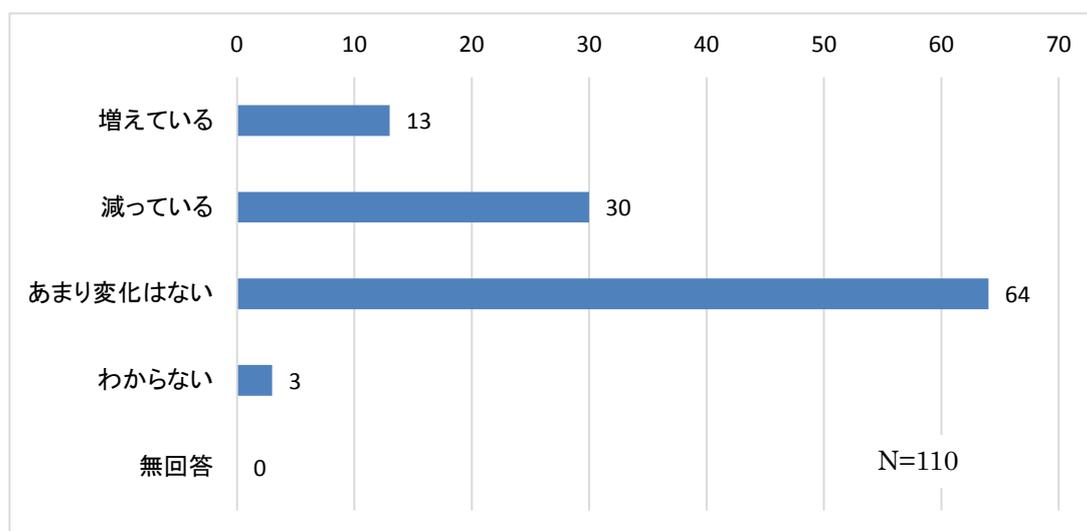
問7 貴事業所におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量（CO₂のみでも可）、水道光熱費についてどのように把握していますか。

「エネルギー使用量」「水道光熱費」と比較して、経理上の記録が残らない「温室効果ガス排出量」の把握は少なく11件（10.2%）です。エネルギー使用量や水道光熱費については、経理上の記録が残るもの（金額だけでも）であるため、「記録していない」という回答は、「環境を意識して記録していない」ということを示していると考えられます。



問8 貴事業所で消費するエネルギー（電力・ガス・灯油、自動車のガソリン等）の使用量は、ここ数年間で変化していますか。

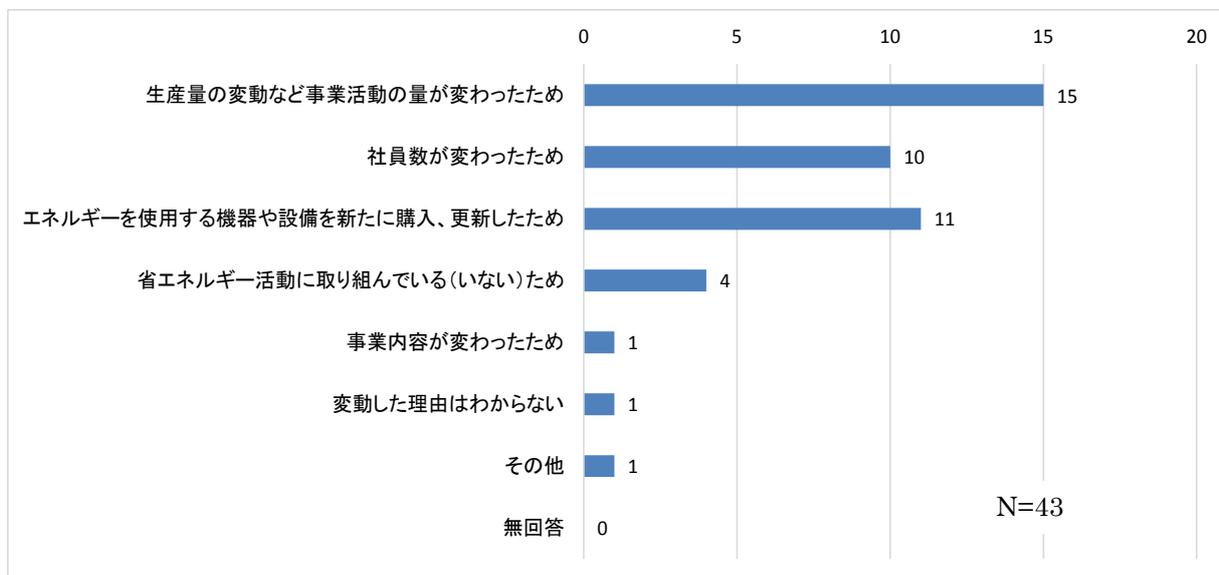
エネルギー消費量は「増えている」の13件（11.8%）に対して、「減っている」が30件（27.3%）と多い回答となっています。



問9 問8で「1. 増えている」、「2. 減っている」と答えた方にお聞きします。変化の理由として思い当たることはありますか。

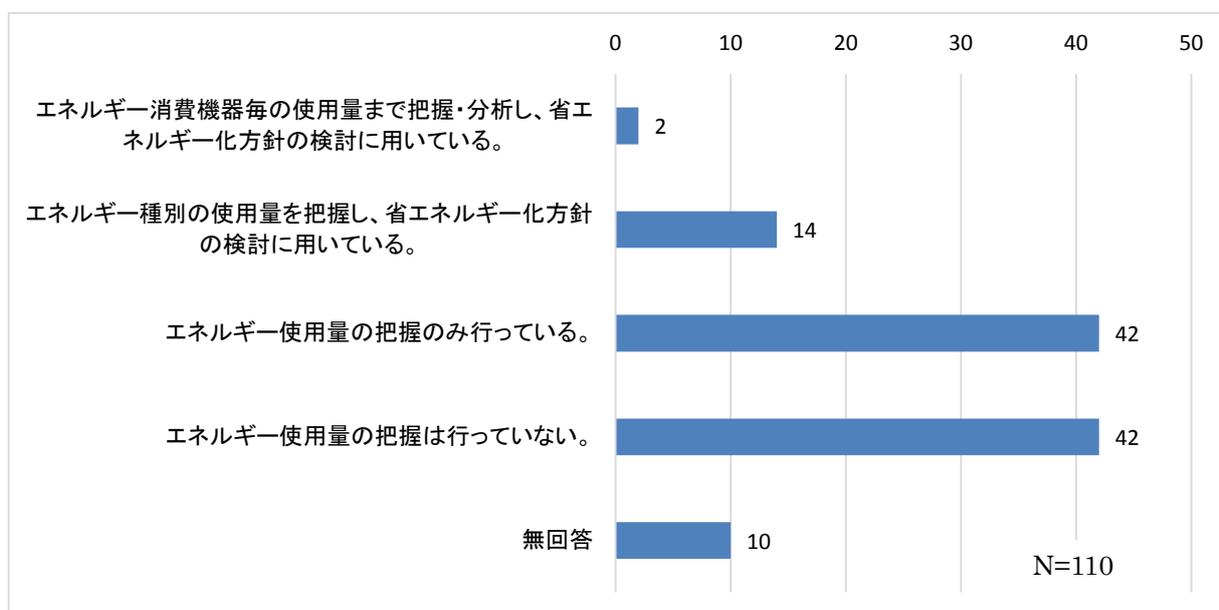
問8の変化の要因は、「生産量の変動など事業活動の量が変わったため」ことが大きいと認識されています。

《回答降順並び替え》



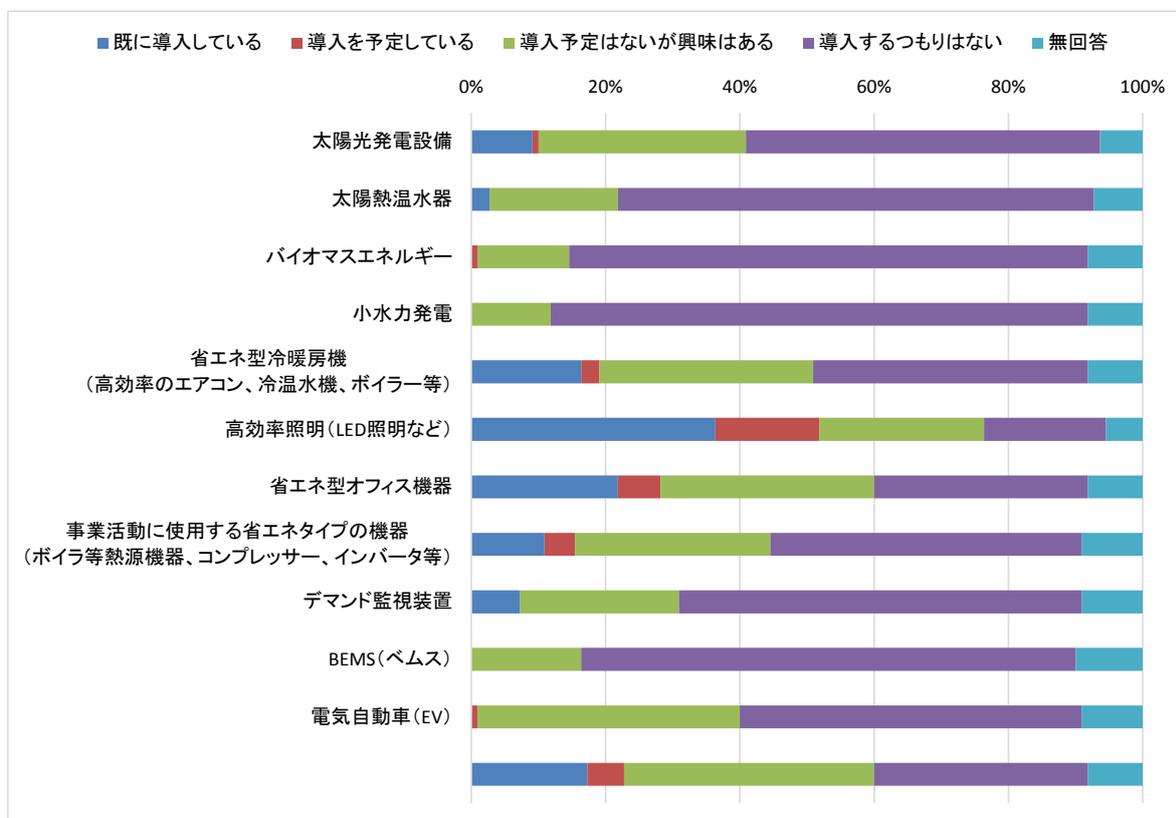
問10 貴事業所では把握したエネルギー使用量等をもとに省エネルギー化などの検討を行っていますか。

エネルギー機器毎、エネルギー種別の使用量を把握して「省エネルギー化の方針を検討している」とする回答は計16件(14.5%)となっています。



問 11 貴事業所では、再生可能エネルギー、省エネルギー機器を利用していますか。

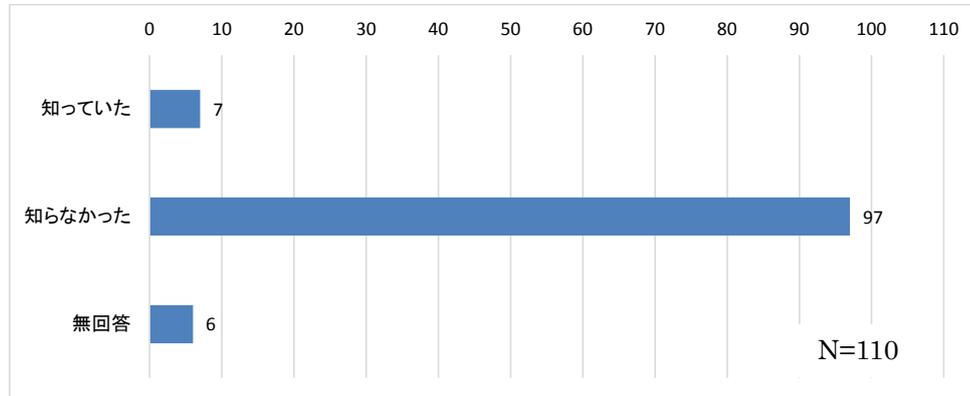
事業所では、省エネルギー機器の活用が多い回答となっています。特に「高効率照明（LED照明など）」は40件（36.4%）が導入済みであり、さらに導入予定も17件（18.7%）あり、今後のさらなる普及が期待されます。



N=110

問12 (一財)省エネルギーセンターが実施している「無料省エネ診断サービス」をご存知ですか。

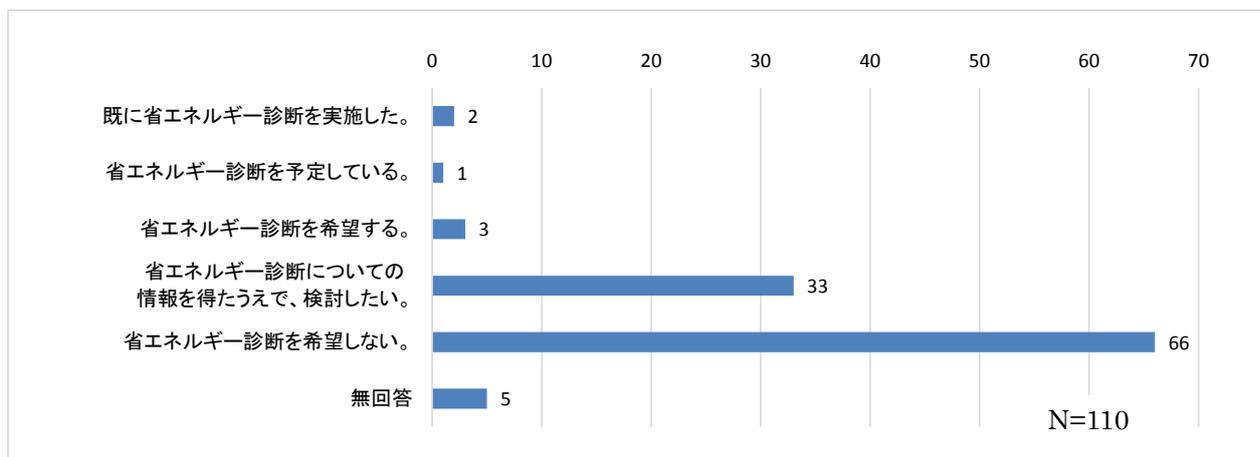
「知っている」はわずかに7件(6.4%)です。



問13 「無料省エネ診断サービス」を実施したいと思いますか。

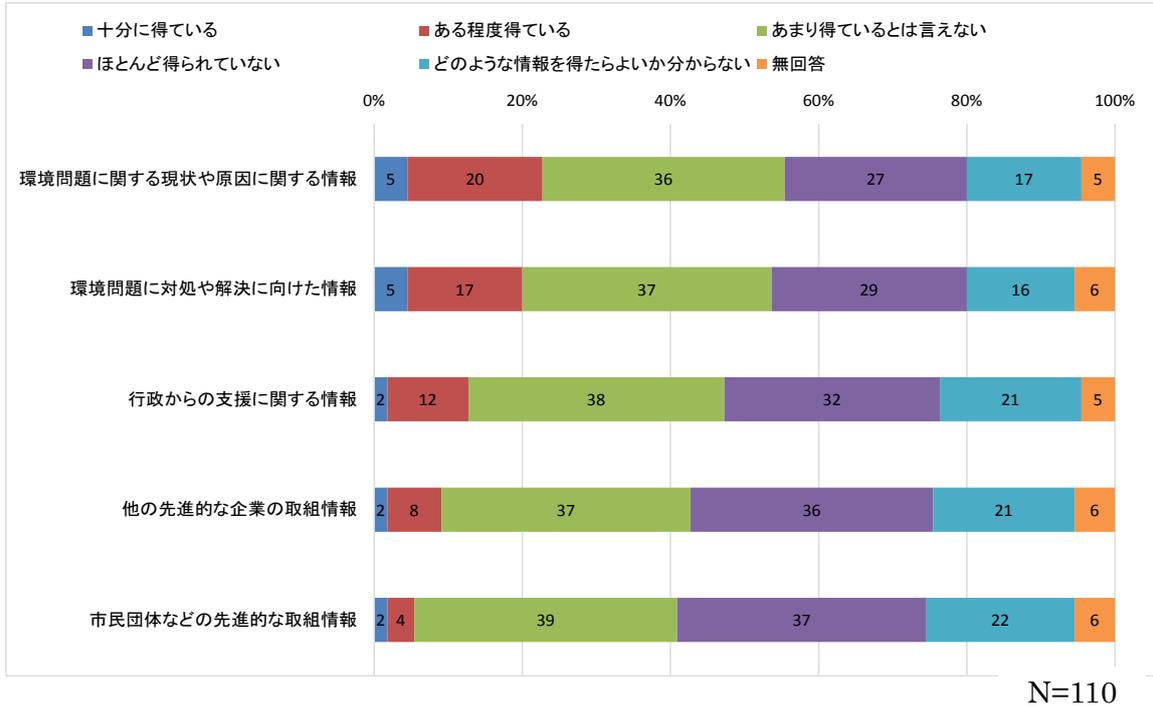
省エネルギー診断を「既に実施」が1件、「予定している」が1件、「希望する」が1件の回答となっています。

「省エネルギー診断を希望しない」の理由として「エコアクションで診断済みのため」との回答がありました。



問 14 貴事業所では、環境保全等に関する情報を十分に得ていると思いますか。

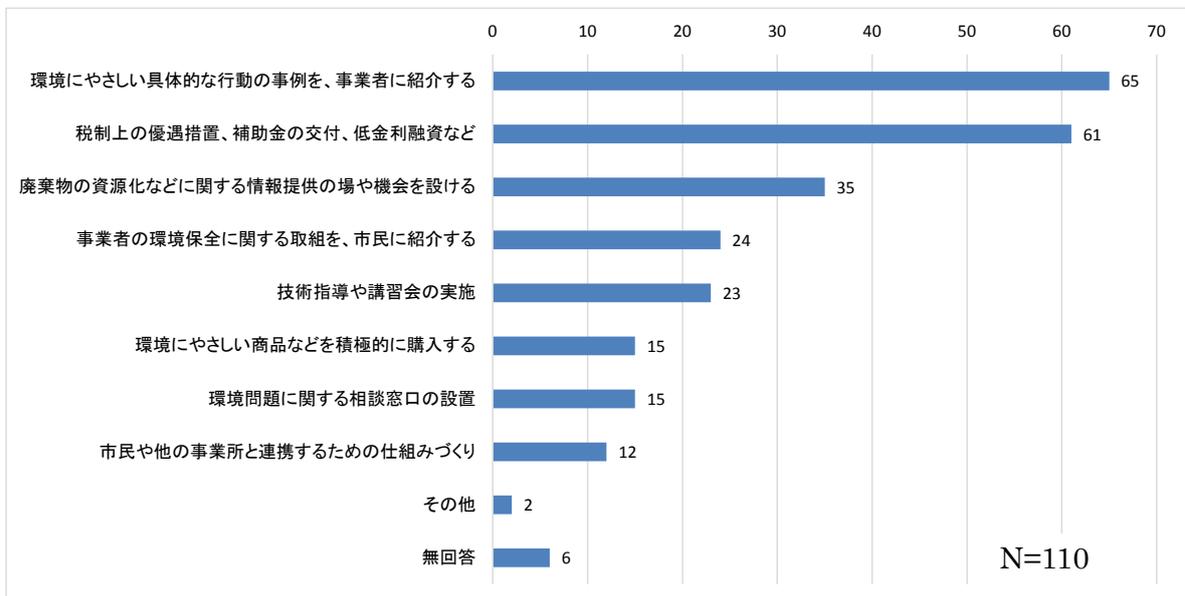
環境問題に関する情報について、「十分に得ている」と「ある程度得ている」の回答を合わせても 20%程度となっています。



問 15 環境保全に向けた取組を進める上で、尾道市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者を紹介する」が 65 件 (59.1%) と「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」が 61 件 (55.5%) と、この 2 項目について半数以上の事業者が要望しています。

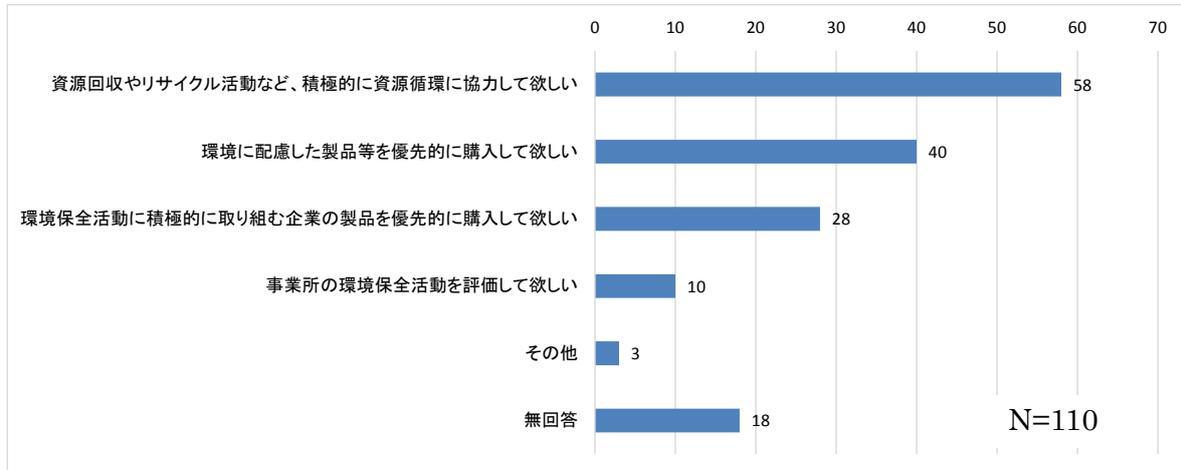
《複数回答・回答降順並び替え》



問 16 環境保全を進めるため、市民に協力を求めたいことはありますか。

事業者は、市民に対して、「リサイクル活動、資源循環」への協力を求めている結果となっています。

《複数回答・並び替え》



問 17 このほか、環境全般について、ご意見・ご要望などがありましたら、自由に記入してください。

※記入意見は、各主体の取組に反映しています。

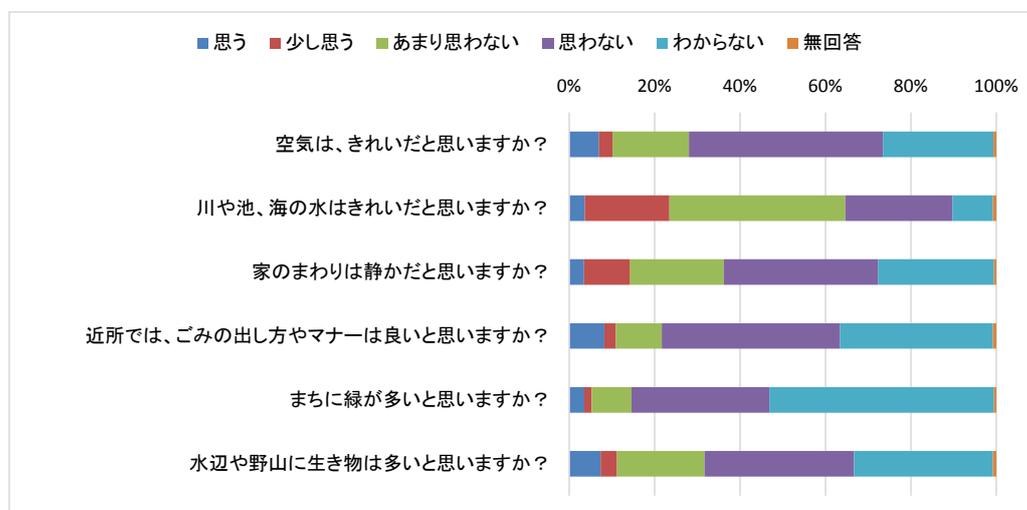
3. 中学生アンケート

問1 学校名を書いてください。

学校名	生徒数	回収数	学校名	生徒数	回収数
久保	67	53	向東	71	68
長江	89	85	御調	64	58
栗原	125	113	向島	123	117
吉和	34	29	因島南	85	80
日比崎	76	73	因北	66	62
美木	72	72	重井	16	16
高西	134	129	瀬戸田	53	50
百島	4	4	尾道学園尾道	21	21
浦崎	14	14	—	—	—
合 計				1,114	1,044

問2 あなたが住んでいるまちの環境についてどう思いますか。

まちの環境について、厳しい評価になっています。、きれいだと「あまり思わない」と「思わない」を加えた回答率が、「空気」が63.3%、「水」は66.3%となっています。「静かさ」についても58.0%であり、過半数が良く思っていない状況です。

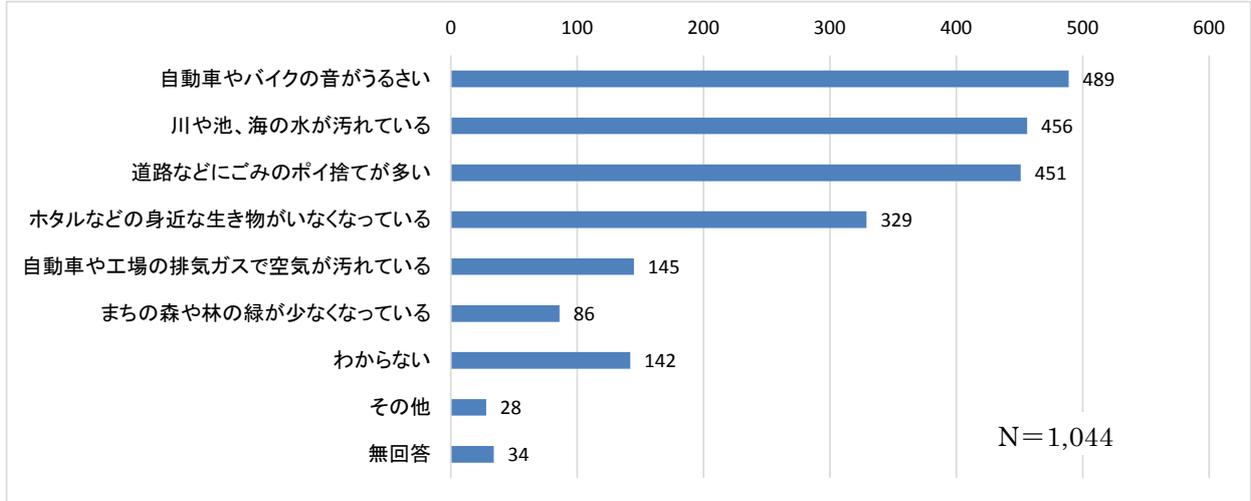


N=1,044

問3 あなたの家や学校のまわりで、気になっている環境問題はありますか。

問2とも連動して「自動車やバイクの音」「川や池、海の水」、さらに「ごみのポイ捨て」が気になっているとする回答が多くなっています。

《複数回答・並び替え》



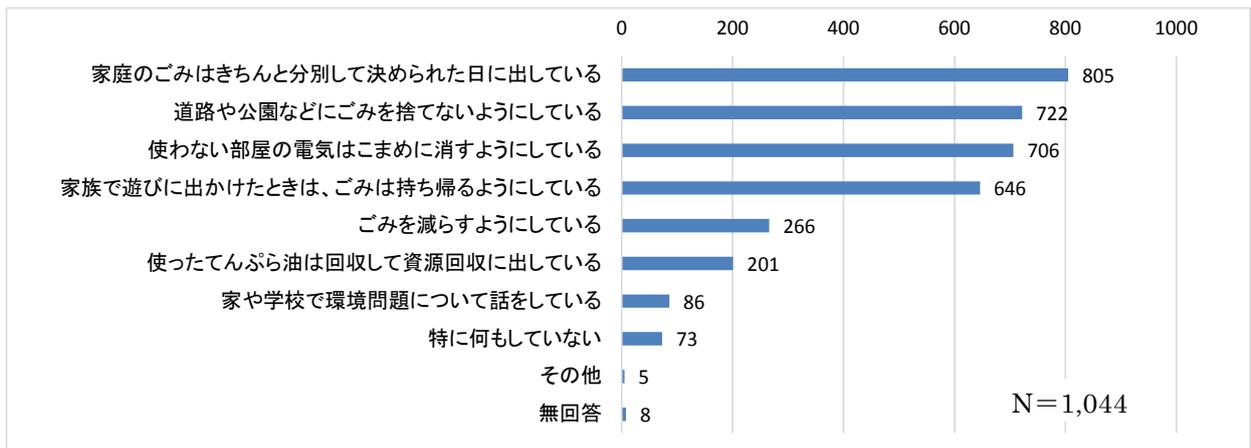
その他記入

坂が多い	野良犬が多く、そしてうるさい。
タバコを吸いながら歩く人を時々見かける	選挙活動や町内放送の音がうるさい
人が多すぎる	イノシシがよく畑を荒らす
海にゴミが多い	

問4 あなたやあなたの家庭で環境に対して気をつけていることは何ですか。

直接取り扱うことが少ない「てんぷら油の回収」以外の自分たちで実行できることに対しては、気をつけているとする回答が多くあります。今後、「ごみを減らす」が高くなることを期待します。

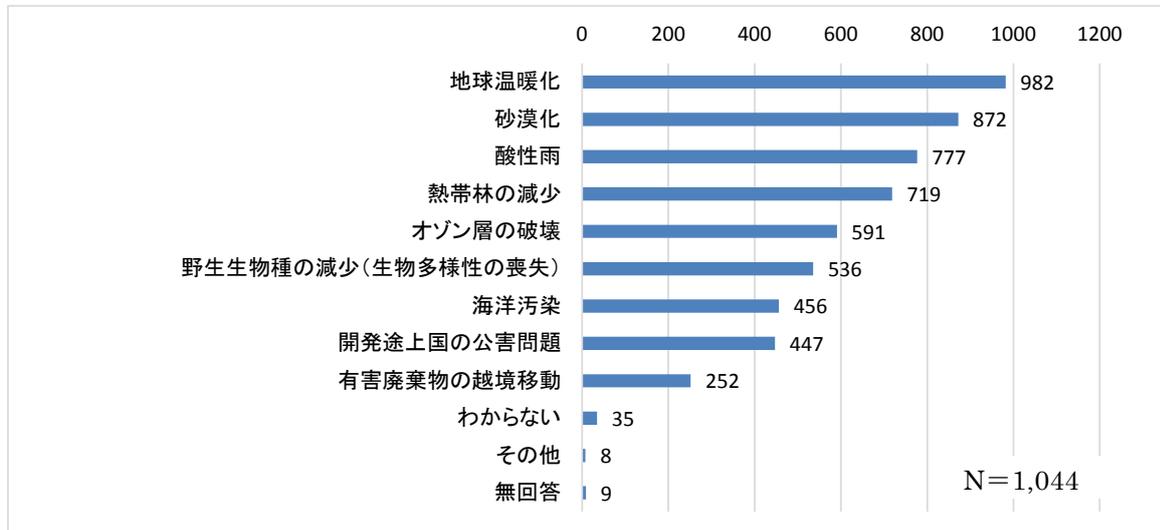
《複数回答・並び替え》



問5 環境問題で、あなたが知っているもの、聞いたことがあるものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

「地球温暖化」は回答してくれた生徒のほとんどが知っている問題となっています。その他にも、個別の問題が記入されており、多様な問題が認知されていることがうかがわれます。

《複数回答・並び替え》



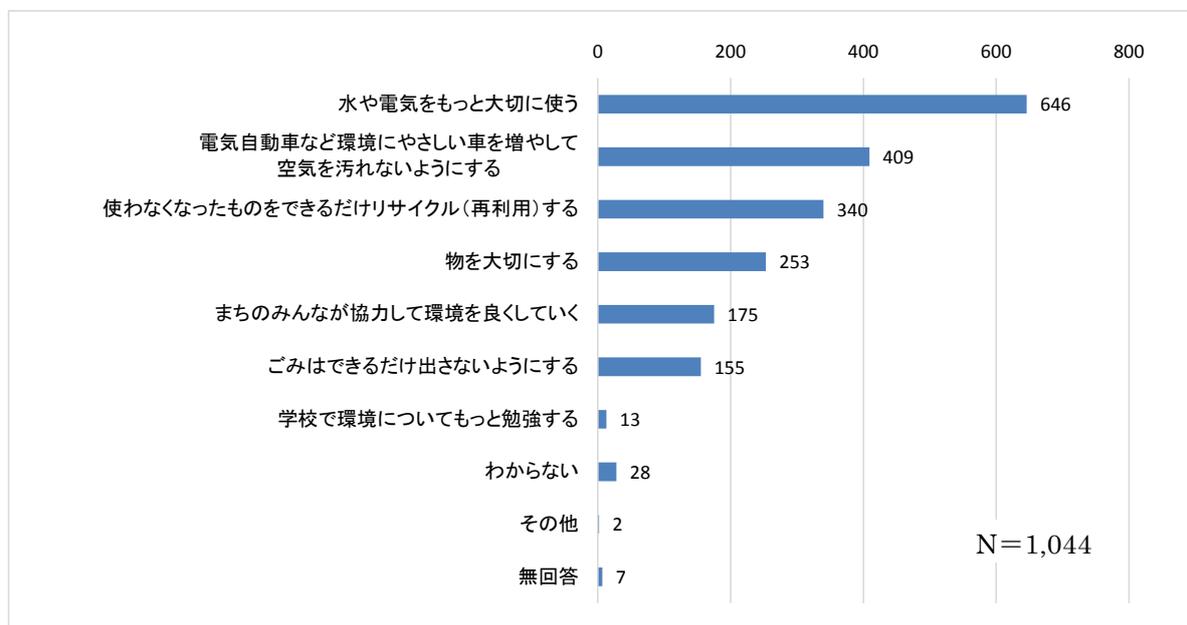
その他記入

PM2.5などの有害物質が風によって運ばれること
物資の使い過ぎで木々資源が減少している。
人口増加
海洋汚染による新種の生物の誕生
大気汚染
空気汚染
ゴミ問題
自然破壊
永久凍土が温暖化で解けている
海水が上がっている
海面上昇
日本に移住している人ややって来る人のマナーの違い

問6 あなたは、地球環境を良くしていくために、どのようなことをしなければいけないと思いますか。

「水や電気を大切に使う」が61.8%と回答が多くなっています。次いで、「電気自動車など環境にやさしい車を増やす」となっています。

《複数回答・並び替え》



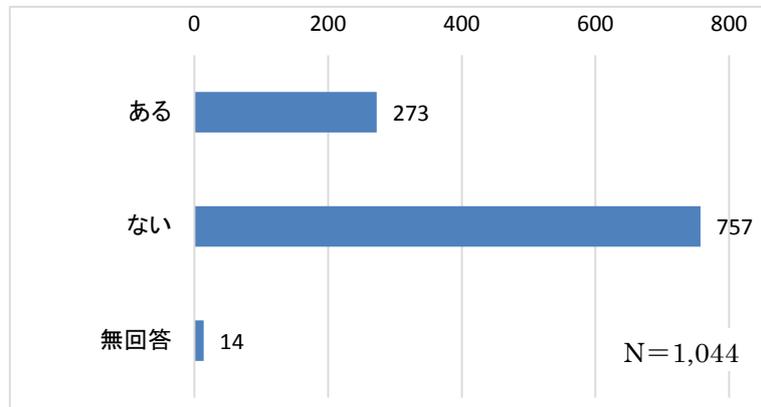
その他記入

いらぬ物をなくしていくこと
ポイ捨てをしない
環境に対する授業をもっと増やすべき

問7 あなたは、自然体験教室や生物調査などに参加したことがありますか。

参加したことが「ない」が、757件72.5%と多い回答となっています。記入回答には、「小学生の時に」という記入回答がみられることから、小学生の時に比較して中学校での体験学習などの回数が少ないことなどが要因とも考えられます。

記入回答には、様々な活動やメニューがあがっています。

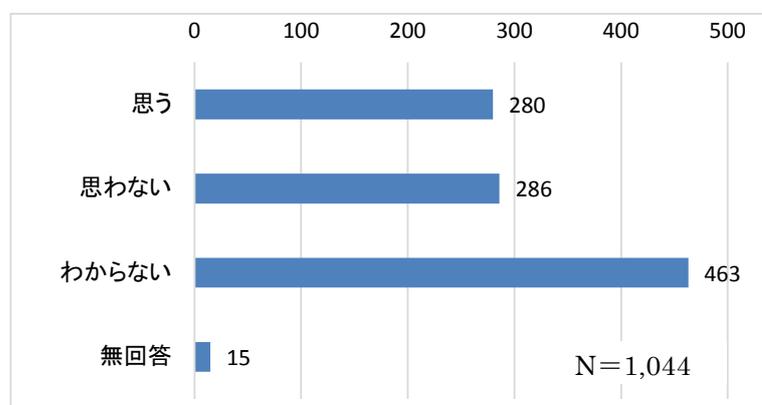


参加経験のある活動など

記入回答	件数	記入回答	件数
海での生物調査、海の探検	11	林間学校	2
山海島体験学習	10	YMCA	1
カレイの放流、ヒラメの放流	3	文化財愛護少年団の体験教室	1
干潟調査	3	シティクリーニング	3
洋上セミナー	2	山や海、川などの清掃	2
川で生き物を調べた、川の生物調査	36	田園民宿～緑を増やそう～	1
水辺教室	12	ボーイスカウトのキャンプ	1
藤井川の生物調査	5	離島に行って、そこに生息する生き物を発見する	1
ホテルの棲む川の調査	4	コメの稲刈りや田植	1
水質検査	3	百島こども会	1
門田川にいる生物を調べる教室	2	ボランティア	1
高見山の森づくり、清掃活動	12	魚を捕る、鮎を捕る、アサリ捕り	4
鳴滝山の植樹、清掃	6	クイズに答えながら生き物を捕まえた	1
植樹	4	少年自然の家に泊まったことが三回ある	1
野外キャンプ	23	森林についての勉強、川魚について	1
野外活動	8	EM菌を川に流した	8
学校の授業、自然体験学習	5		

問8 あなたは、自由に参加できる自然体験教室などがあれば、参加してみたいと思いますか。

参加したい「思わない」が「思う」を若干上回っていますが、どちらも30%以下の回答率です。44.3%が「わからない」と回答していることから、自然環境保全の観点からは、子どもたちに参加してみたいと思わせる、魅力ある企画とPRの必要性が感じられます。

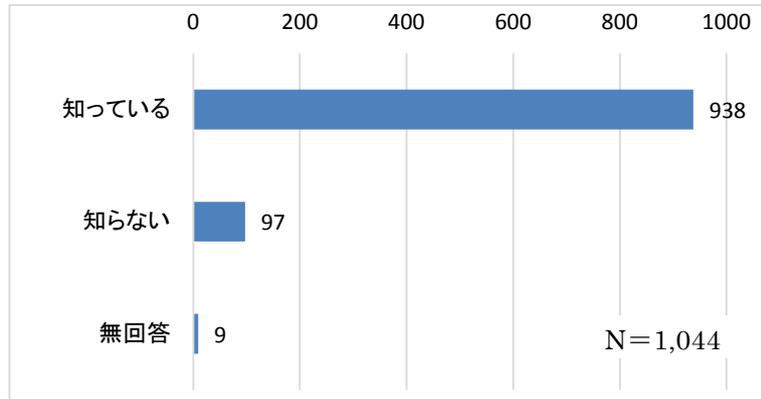


参加したい活動など

記入回答	件数	記入回答	件数
野外キャンプ	138	森を歩く	1
干潟調査	7	もっと自然を体験したい	1
生物関係のもの	6	自然を大切に活動	1
川の生物調査	2	高見の森づくり	1
水の中を調査する	2	植樹	1
海洋生物の調査	2	自然保護学習	1
ゴミ拾いボランティア	2	野生動物を見ることができると	1
山や海などの生物についての調査	1	川掃除	1
虫の観察	1	エコツーリズムのような観光	1
山の植物検査	1	いろいろなもの	1
川などに入って生き物(野生)が昔に比べてどのように数が変化したか	1	汚染実験	1
生物についてもっとしりたい 減らないように	1	ものをなるべく使わない、無人島生活	1
海での自然体験教室	1	森のアスレチック体験、ツリーハウス造り	1
水質調査	1		

問9 あなたは「再生可能エネルギー」ということばを、知っていますか。

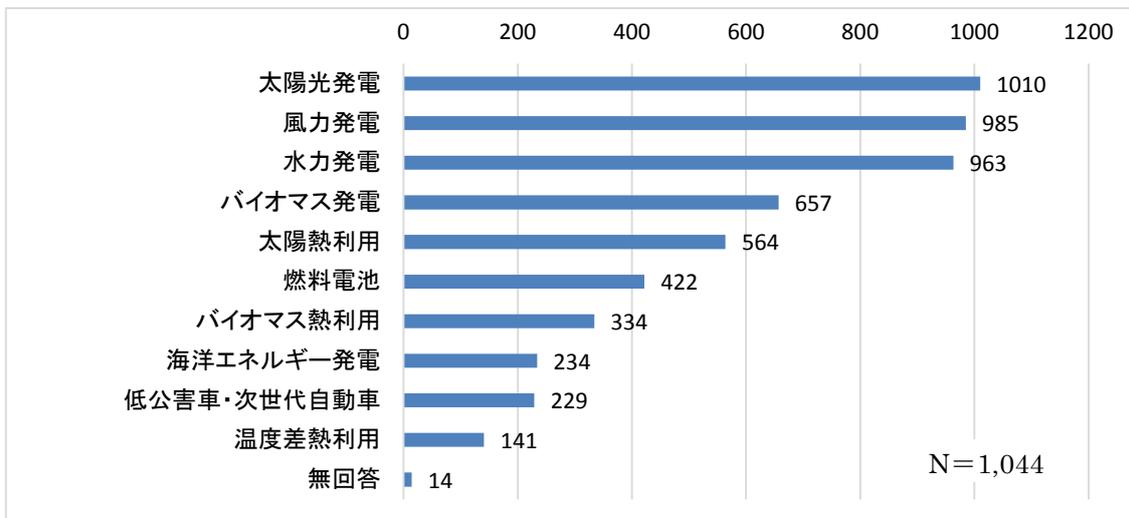
「再生可能エネルギー」は、ほとんどの生徒が「知っている」と回答しています。



問10 再生可能エネルギーなどの地球にやさしいエネルギー利用には、次のようなものがあります。知っているものの番号に○をつけてください。

既に普及が進んでいる「太陽光発電」「風力発電」「水力発電」は、ほとんどの生徒が知っている」と回答しています。「燃料電池」ほか、回答率の低いものも、今後普及が進むとともに認知度が向上することが望めます。

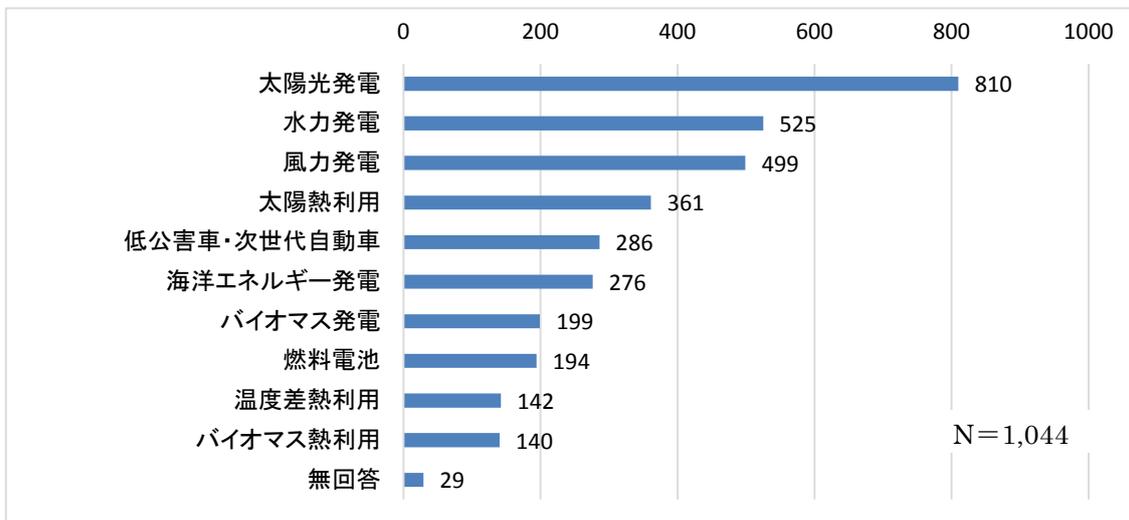
《複数回答・並び替え》



問 11 尾道市で増えたらよいと思う再生可能エネルギーなどの利用はどれですか。

「太陽光発電」が 810 件 77.6%と期待の大きい再生可能エネルギーとなっています。
認知度では、下位にあった「低公害車・次世代自動車」「海洋エネルギー発電」が中位に上がっています。

《複数回答・並び替え》



問 12 身近な場所や尾道市の環境について、気になっていることやこうしてほしいと思うことなどがあれば自由に書いてください。

※回答は、各主体の取組に反映しています。

【資料 2】 策定の経緯

(1) 会議等の開催

《平成 27 年度》		
平成 27 年 12 月 7 日	第 1 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)尾道市環境基本計画の改定について (2)尾道市環境審議会について
平成 27 年 12 月 18 日	第 1 回 環境審議会	(1)会長の互選 (2)尾道市環境基本条例について (3)尾道市環境審議会について (4)尾道市環境基本計画の改定について
平成 28 年 2 月 15 日	第 2 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況について (2)次期尾道市環境基本計画について (3)第 4 次広島県環境基本計画（素案）について
平成 28 年 2 月 23 日	第 2 回 環境審議会	(1)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況について (2)次期尾道市環境基本計画について (3)第 4 次広島県環境基本計画（素案）について

《平成 28 年度》		
平成 28 年 6 月 20 日	第 1 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)次期尾道市環境基本計画策定スケジュールについて (2)アンケート調査（案）について (3)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況等について
平成 28 年 7 月 4 日	市長から尾道市環境審議会へ諮問	
平成 28 年 7 月 4 日	第 1 回 環境審議会	(1)次期尾道市環境基本計画策定スケジュールについて (2)アンケート調査（案）について (3)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況等について
平成 28 年 9 月 3 日	市民 ワークショップ	(1)尾道の環境の良いところ・悪いところ (2)将来も住み続けたい尾道の姿
平成 28 年 9 月 23 日	第 2 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)アンケート調査結果について（中間報告） (2)市民ワークショップ実施報告について (3)（仮称）第 2 次尾道市環境基本計画 構成（案）・施策 体系（素案）について
平成 28 年 10 月 7 日	第 2 回 環境審議会	(1)アンケート調査結果について（中間報告） (2)市民ワークショップ実施報告について (3)（仮称）第 2 次尾道市環境基本計画 構成（案）・施策 体系（素案）について
平成 28 年 12 月 8 日	第 3 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)第 2 次尾道市環境基本計画（素案）について (2)第 2 次尾道市環境基本計画策定スケジュールについて

平成 28 年 12 月 19 日	第 3 回 環境審議会	(1) 第 2 次尾道市環境基本計画（素案）について (2) 第 2 次尾道市環境基本計画策定スケジュールについて
平成 29 年 2 月 10 日	第 4 回 環境保全対策 連絡協議会	(1) パブリックコメントの実施結果報告について (2) 第 2 次尾道市環境基本計画（案）について
平成 29 年 2 月 21 日	第 4 回 環境審議会	(1) パブリックコメントの実施結果報告について (2) 第 2 次尾道市環境基本計画（案）について
平成 29 年 3 月 1 日	尾道市環境審議会から市長へ答申	



尾道市環境審議会



市民ワークショップ

(2) 尾道市環境審議会 委員名簿

〔任期〕平成27年12月18日～平成29年12月17日

名前	所属・役職	備考
荒井 貴史	尾道市立大学 教授	会長
奥本 美智子	ひろしま女性大学尾道の会 副会長	
樫本 登美子	尾道商工会議所 女性会副会長	
川崎 育造	一般社団法人尾道観光協会 会長	
河村 敏成	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課長	平成28年4月21日まで
松浦 孝易	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課長	平成28年4月22日から
木曾 奈美	尾道市PTA連合会おのみち母の会さくら 代表	
實井 公子	尾道市市民生活部 部長	
白井 孝治	市民	
新宅 活巳	広島経済同友会尾道支部 総務部会長	
久木 拓人	尾道市立大学（学生）	
比本 学志	尾道市農業協同組合 経済事業専任理事常務	
村上 洋治	市民	
村田 吉三	一般社団法人尾道市公衆衛生推進協議会 理事長	
横田 貞子	尾道市保健推進員連絡協議会 会長	

平成29年3月現在、敬称略

【資料3】尾道市環境基本条例

尾道市環境基本条例

平成17年（2005年）3月23日
条例第136号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第8条―第22条）

第3章 環境審議会（第23条―第29条）

第4章 その他（第30条）

付則

（前文）

わたしたちの尾道は、瀬戸内海、尾道三山など美しく豊かな環境に恵まれ、瀬戸内の十字路としての長い歴史の流れの中で、生活を営み、産業を興し、自然と調和のとれた都市景観、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を排出する営みでもあり、環境に大きな負荷を与えている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化、オゾン層の破壊や海洋汚染などの地球的規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り育て、将来の世代に継承していくことは、市民の責務である。

わたしたちは、環境がかけがえのないものであることを深く認識し、行政、事業者、市民及び滞在者が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、尾道市の健全で恵み豊かな環境を保全、創造し、及び世界に誇れる文化遺産を保存、整備していくとともに、将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全（環境の創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに尾道市（以下「市」という。）、事業者、市民及び滞在者（観光旅行者その他市内に滞在する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するとともに、文化遺産等を保存、整備し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会経済の発展を図りながら、持続的に発展をすることができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 生活環境の保全に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいの確保及び良好な景観の形成に関すること。
- (4) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (6) 地球環境の保全に関すること。
- (7) 世界的、歴史的文化遺産の保存に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの活動が環境に影響を与えていることを自覚し、公害の防止及び環境の保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環

境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、環境の保全上の支障を防止するため、滞在中の環境への負荷の低減に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(年次報告)

第8条 市長は、毎年環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する基本構想

(2) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ尾道市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への影響に対する事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよ

う努めるものとする。

(環境保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第16条 市は、環境の保全に関し、事業者及び市民がその理解を深めるとともに活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動(以下「ボランティア活動」という。)が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びにボランティア活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視、測定及び調査等)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定及び調査等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び市町村との協力)

第20条 市は、環境の保全を図るための広域的な施策について、国、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

(国際環境協力)

第21条 市は、海外の地域の環境の保全に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第22条 市は、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第23条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、尾道市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の区域における環境の保全について、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(委員)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第4章 その他

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

【資料4】関連用語

あ 行

■ ISO14001

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

■悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

■EA21

中小企業、学校、公共機関等に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

■一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、法で特定した20品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。発生源別に、生活系と事業系の二つに区分される。

■オゾン層

地上から10～50kmの高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収するが、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

そのため、オゾン層の保護等に取り組むことを目的に特定フロン、代替フロンへの移行が進んでおり、さらにフロンの生産、管理、回収、処分を適正に行うため、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が平成27年（2015年）4月に施行された。

■温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たして「温室効果ガス」と呼ばれる。

主な温室効果ガスには二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがある。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の3つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の四つについて環境基準が定められている。

■環境基本法

公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成5年（1993年）に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■環境保全型農業

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。食料農業農村基本法においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて国土環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

■環境マネジメントシステム（環境管理システム）

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。平成4年（1992年）の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、平成8年（1996年）9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」などが定められた。

■景観

風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。（広辞苑）

人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる。（大辞林）

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質。日差しの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、

胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

さ 行

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

■再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を原則義務づける制度。平成24年（2012年）7月1日開始。

電気事業者が再生可能エネルギーに起因する電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、賦課金という形で利用者の負担となる。

■酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。（気象庁：酸性雨に関する基礎的な知識）

■循環型社会

ごみをなるべく出さず、ごみをできるだけ資源として使い循環させ、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。（食育基本法）

■振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設（「特定施設」という。）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながって

いることをいう。

生物の多様性に関する条約（平成5年（1993年）12月発効）では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の三つのレベルがあるとしている。

■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という。）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずる必要がある。

た 行

■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

■地産地消

地域で生産された農林水産物などを、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。

な 行

■二酸化炭素

化学式は CO_2 。地球上で最も代表的な炭素の酸化物であり、炭素単体や有機化合物の燃焼によって容易に生じる。地表付近の大気の主成分は、窒素 78.1%、酸素 20.95%、アルゴン 0.9%、二酸化炭素は 0.04%。大気中の比率はわずかだが、温室効果ガス総排出量の中では 76%と大半を占めており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスである。

■二酸化窒素

化学式は NO_2 。一酸化窒素 (NO) と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。

主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源としては自動車、ボイラー、暖房機器など広範囲にわたっている。

■燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物 (NO_x) や地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO_2) を排出しない。

は 行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

■PRTR制度

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称。

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

粒径が2.5 μ m (1 μ m (マイクロメートル) =1mmの千分の1) 以下の粒子状物質。PMは、「Particulate Matter (粒子状物質)」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

■浮遊粒子状物質

略称はSPM (Suspended Particulate Matter (浮遊粒子状物質)の頭文字)。浮遊粉じんのうち粒径が10 μ m (1 μ m (マイクロメートル) =1mmの千分の1) 以下の粒子をいう。10 μ m以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、オゾン層破壊効果と温室効果が問題視され、先進国では20世紀中に生産が中止された(2020年までに全廃される。)

ま 行

■緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

窓から入る直射日光を遮るので、室内温度の上昇を抑えとともに、植物が根から吸った水分を葉から蒸発させ周りの温度を下げる「蒸散作用」効果がある。

や 行

■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

■4R (ヨンアール、フォーアール)

「過剰包装などを受け取らない」、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品

や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ (Refuse=発生回避)」、「リデュース (Reduce=発生抑制)」、「リユース (Reuse=再使用)」、「リサイクル (Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

ら 行

■ レッドデータブック

国または地域ごとに、絶滅危惧種を記し、各々の種の現状を調査した報告書。絶滅にひんしている動植物の種を記した資料集。日本に関しては平成元年（1989年）に作成された。